

**【表紙】**

|                   |                                       |
|-------------------|---------------------------------------|
| <b>【提出書類】</b>     | 有価証券報告書                               |
| <b>【提出先】</b>      | 関東財務局長殿                               |
| <b>【提出日】</b>      | 平成21年5月8日提出                           |
| <b>【計算期間】</b>     | 第5期（自 平成20年2月16日 至 平成21年2月16日）        |
| <b>【ファンド名】</b>    | ノムラファンドマスターズ日本小型株<br>(以下「ファンド」といいます。) |
| <b>【発行者名】</b>     | 野村アセットマネジメント株式会社                      |
| <b>【代表者の役職氏名】</b> | 執行役社長 吉川 淳                            |
| <b>【本店の所在の場所】</b> | 東京都中央区日本橋一丁目12番1号                     |
| <b>【事務連絡者氏名】</b>  | 松井 秀仁                                 |
| <b>【連絡場所】</b>     | 東京都中央区日本橋一丁目12番1号                     |
| <b>【電話番号】</b>     | 03-3241-9511                          |
| <b>【縦覧に供する場所】</b> | 該当事項はありません。                           |

## 1 野村日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村日本小型株ファンドマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、Russell/Nomura Small Cap インデックス（配当込み）をベンチマークとします。

ファンドは、「野村日本小型株ファンドマザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

### （B）信託期間

無期限（平成16年3月4日設定）

### （C）ファンドの関係法人

| 関係   | 名称               |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社       |

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8715%（税抜年0.83%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

#### （1）投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している小型株を中心としたわが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

#### （2）投資態度

主として小型株を中心としたわが国の株式に分散投資を行ない、中長期的にわが国の小型株市場全体のパフォーマンスを上回る投資成果を目指して、積極的な運用を行ないます。

株式への投資にあたっては、主として個別企業の調査・分析等を中心とした「ボトムアップアプローチ」に基づいて、個別銘柄選定、ポートフォリオの構築等を行なうことを基本とします。

個別銘柄の選定・組入れは、主として小型株を対象に、個別銘柄のバリュエーション（株価の割高・割安度合い）の観点に、収益性、成長性等の観点を加えた個別銘柄の分析・評価を行ない、流動性、市場動向等を勘案して、アクティブに行ないます。なお、銘柄の評価を優先しますが、業種分散等にも一定の配慮を行なう場合もあります。

株式の実質組入比率は、高位を基本とします。市況動向等によっては株式投資の代替として転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債に投資する場合があります。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### （3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

## 2 ノムラ・アクサ・ローゼンバーグ日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・アクサ・ローゼンバーグ日本小型株ファンドマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、Russell/Nomura Small Cap インデックスをベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ・アクサ・ローゼンバーグ日本小型株ファンドマザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

### （B）信託期間

無期限（平成16年3月4日設定）

### （C）ファンドの関係法人

| 関係                 | 名称                      |
|--------------------|-------------------------|
| 委託会社               | 野村アセットマネジメント株式会社        |
| 受託会社               | 野村信託銀行株式会社              |
| マザーファンドの<br>投資顧問会社 | アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社 |

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8715%（税抜年0.83%）の率を乗じて得た額とします。

なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

---

### （１）投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している小型株を中心としたわが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

### （２）投資態度

主として小型株を中心としたわが国の株式に分散投資を行ない、個別銘柄の市場価格が、適正と考えられる価格（「適正価格」といいます。）に比べて過小に評価されていると判断される「割安株」を選別してポートフォリオを構築することで、中長期的にみてベンチマークを安定的に上回ることを目指します。

銘柄選択から売買指示に至る一連の投資意思決定プロセスは、主として、委託者が運用の指図に関する権限を一部委託する者が独自に開発した定量分析・評価モデル（「クオンツモデル」といいます。以下同じ。）により行なうことを基本とします。

割安株の選別は、クオンツモデル等により、個別企業の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の各項目および企業収益の変化等の要因からみた割安度に着目し、個別企業を詳細に分析・評価するというボトムアップ・アプローチにより行なうことを基本とします。

ポートフォリオの構築は、クオンツモデル等により、ベンチマークに対するリスク特性を計測し、ベンチマークに対する相対リスクをコントロールすることを基本とします。

株式の実質組入比率は、高位を基本とします。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

マザーファンドの運用に当たっては、アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社に、国内株式の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### （３）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行ないません。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

### 3 JF中小型株オープンF（適格機関投資家専用）

#### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるJF中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うものです。

ファンドは、Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス（配当込み）（ラッセル野村中小型インデックス（配当込み））をベンチマークとします。

ファンドは「JF中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用を行います。

#### （B）信託期間

無期限（平成16年3月4日設定）

#### （C）ファンドの関係法人

| 関係   | 名称                     |
|------|------------------------|
| 委託会社 | JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社             |

#### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.924%（税抜0.88%）を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を信託財産から支払います。

#### （E）投資方針等

---

(1) 投資対象

日本の中小型株を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

銘柄の選定にあたっては、企業の成長性に着目し、かつ株価水準が割安と判断される銘柄に投資し、信託財産の成長をめざした運用を行います。

株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

## 4 インベスコ 日本中小型成長株オープンF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるインベスコ 日本中小型成長株 マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスをベンチマークとします。

ファンドは、「インベスコ 日本中小型成長株 マザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式等に投資する場合があります。

### （B）信託期間

無期限（平成18年11月9日設定）

### （C）ファンドの関係法人

| 関係   | 名称              |
|------|-----------------|
| 委託会社 | インベスコ投信投資顧問株式会社 |
| 受託会社 | 住友信託銀行株式会社      |

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7455%（税抜年0.71%）の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

#### （1）投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している中小型株を中心とするわが国の株式を主要投資対象とします。

#### （2）投資態度

主として、ジャスダック市場をはじめとする新興市場（東証マザーズ、ヘラクレス等）上場銘柄を中心とする成長性溢れるわが国の株式等に投資し、投資信託財産の成長を目標に積極的な運用を行ないます。

継続的に高い利益成長をすることによって、新興市場から比較的早く東証一部に上場していくと見込まれる企業に長期投資します。

わが国の株式市場を構成する各市場から、銘柄規模により中小型株（時価総額約100億円～約2,000億円）を中心に選別し、成長率・利益率・ROE（株主資本利益率）等を考慮して、調査対象銘柄を絞り込みます。さらに調査対象銘柄について、会社訪問・財務データ分析等を通じて適格と判断した銘柄をコアウォッチ銘柄とします。



ポートフォリオの構築は、コアウォッチ銘柄について、株価収益率（PER）ほか複数の株価評価指標を用いたバリュエーション分析を通じて各銘柄の割安度を測り、原則として割安度の高い銘柄を高い組入比率とし、その他成長率や流動性等を考慮して個別銘柄の組入比率を決定します。

株式の実質組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として投資信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行なうに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

### （3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行ないません。

## 5 フィデリティ・中小型株・オープンF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるフィデリティ・中小型株・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に実質的に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス（配当金込）をベンチマークとします。

ファンドは、「フィデリティ・中小型株・オープン・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

### （B）信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

### （C）ファンドの関係法人

| 関係   | 名称           |
|------|--------------|
| 委託会社 | フィデリティ投信株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社   |

## (D) 管理報酬等

---

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.945%（税抜年0.90%）の率を乗じて得た額とします。（なお、税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。）

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を投資信託財産から支払います。その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります（なお、当該上限率については変更する場合があります。）。

## (E) 投資方針等

---

### (1) 投資対象

わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を実質的に主要な投資対象とします。

### (2) 投資態度（マザーファンドの投資態度を含みます。）

わが国の株式のうち、主として中小型株に実質的に投資を行いません。

個別企業分析に基づき、比較的中・小規模の高成長企業（市場平均等に比較し高い成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業）を選定し、利益等の成長性と比較して妥当と判断される株価水準で投資を行いません。

個別企業分析にあたっては、フィデリティの日本および世界主要拠点のアナリストによる独自の企業調査情報を活用し、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行いません。

ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

### (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## 6 GS 計量日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、GS 計量日本小型株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主として日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）に投資し、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

ファンドは、Russell/Nomura Small Cap インデックス（配当込み）を運用上のベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動しつつ、独自の計量モデルを用いたアクティブ運用により銘柄選択等を行い、付加価値の実現を目指します。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

### （B）信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

### （C）ファンドの関係法人

| 関係   | 名称                           |
|------|------------------------------|
| 委託会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社* |
| 受託会社 | 住友信託銀行株式会社                   |

\* 運用の効率化を図るため、法令に定める手続きを経て、平成21年6月1日より、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）へ日本株式の運用の指図に関する権限の委託を行う予定です（関連する範囲において同じ）。

### （D）管理報酬等

#### （1）信託報酬

信託報酬は、信託財産の純資産総額に年0.67725%(税抜0.645%)を乗じて得た額とします。

#### （2）その他

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産から支払います。また、信託財産に係る監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%相当額上限として定率で信託財産より差引かれます（なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。）。

### （E）投資方針等

---

### （１）投資対象

日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

### （２）投資態度

Russell/Nomura Small Cap インデックス（配当込み）を運用上のベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動しつつ、経済合理性に基づく独自の計量モデルを用いたアクティブ運用により、割安かどうか、株価に上昇の勢いがあるかどうかなど多角的な評価基準から企業を評価し銘柄選択を行うことで、リスク管理の枠組みの中で付加価値の実現を目指します。

主として日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）に実質的に投資し、株式への実質投資割合（有価証券先物取引およびインデックス連動型上場投資信託等を含みます。）は、原則として高位に保ちます。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

法令に定める手続きを経て、平成21年6月1日より、以下が追加される予定です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）に日本株式の運用（デリバティブ取引等）に係る運用を含みます。）の指図に関する権限を委託します。

### （３）主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

## 7 SG ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目標として積極的な運用を行うことを目指します。

ファンドは、親投資信託であるSG ターゲット・ジャパン・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通して、国内株式に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。

ファンドは、「SG ターゲット・ジャパン・マザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

### （B）信託期間

無期限（平成16年3月4日設定）

### （C）ファンドの関係法人

| 関係   | 名称                      |
|------|-------------------------|
| 委託会社 | ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社           |

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.945%（税抜年0.9%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

また委託会社は、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務費用等を含みます。）の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、実際の費用にかかわらず、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、当該計算期間を通じて毎日投資信託財産の純資産総額に応じて計算した金額を、毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産からその支弁を受けることができます。

### （E）投資方針等

---

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

企業の資産価値や収益力等から算出される投資価値と比較した株価の割安度（バリュウ）に着目した銘柄選択を行い、さらに株主価値の増大を図る余力があると思われる銘柄を厳選し投資します。

株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## ベンチマークについて

Russell/Nomura Small Capインデックス、Russell/Nomura Small Capインデックス（配当込み）、Russell/Nomura Small Cap Growthインデックス、Russell/Nomura Mid-Small Capインデックス（配当込み）（ラッセル野村中小型インデックス（配当込み））（Russell/Nomura Mid-Small Capインデックス（配当金込））はラッセル・インベストメントと野村証券株式会社が作成している株式の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はラッセル・インベストメントと野村証券株式会社に帰属しております。また、ラッセル・インベストメントと野村証券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

## 指定投資信託証券の委託会社について

指定投資信託証券の委託会社の沿革は、以下の通りです。

### 野村アセットマネジメント株式会社

|                   |   |
|-------------------|---|
| 昭和34年（1959年）12月1日 | 野村証券投資信託委託株式会社として設立                               |
| 平成9年（1997年）10月1日  | 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更 |
| 平成12年（2000年）11月1日 | 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更                            |
| 平成15年（2003年）6月27日 | 委員会等設置会社へ移行                                       |

### JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

|              |  |
|--------------|--|
| 昭和46年（1971年） | ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設  |
| 昭和60年（1985年） | ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。 |
| 平成2年（1990年）  | ジャーディン・フレミング投信株式会社設立   |
| 平成7年（1995年）  | ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。          |
| 平成13年（2001年） | ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更                                      |
| 平成18年（2006年） | JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更  |
| 平成20年（2008年） | JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受   |

### インベスコ投信投資顧問株式会社

|              |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| 昭和58年（1983年） | 東京に事務所を開設し、日本株式の運用を開始                |
| 昭和62年（1987年） | 投資顧問業者として関東財務局に登録、また投資一任業務の認可を取得     |
| 平成2年（1990年）  | インベスコ投信株式会社を設立                       |
| 平成8年（1996年）  | 投資顧問会社と投信会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 |
| 平成10年（1998年） | エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併              |

### フィデリティ投信株式会社

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 昭和61年（1986年） | フィデリティ投資顧問株式会社設立 |
| 昭和62年（1987年） | 投資顧問業登録          |

|              |  |
|--------------|--|
| 同年           | 投資一任業務の認可取得  |
| 平成7年(1995年)  | 投資信託委託業務の免許を取得、社名をフィデリティ投信株式会社に変更、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営 |
| 平成19年(2007年) | 金融商品取引業者として登録  |

### ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

|                  |  |
|------------------|--|
| 平成8年(1996年)2月6日  | 会社設立   |
| 平成14年(2002年)4月1日 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更 |

### ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

|                    |  |
|--------------------|--|
| 昭和46年(1971年)11月22日 | 山一投資コンサルティング株式会社設立                             |
| 昭和55年(1980年)1月4日   | 山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更              |
| 平成10年(1998年)1月28日  | ソシエテジェネラル投資顧問株式会社(現SGAMノースパシフィック(株))が主要株主となる   |
| 平成10年(1998年)4月1日   | 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更          |
| 平成10年(1998年)11月30日 | 証券投資信託委託会社の免許取得                                |
| 平成16年(2004年)8月1日   | りそなアセットマネジメントと合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 |
| 平成19年(2007年)9月30日  | 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う           |



## 第一部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

実質的に投資する国内の株式が、主として小型株を中心とする中小型株から構成されることを意識して、投資を行なうことを基本とします。

運用にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが定性評価、定量評価等を勘案し、優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。

Russell/Nomura Small Capインデックスをベンチマークとします。

指定投資信託証券の名称については、後述の「2 投資方針 (2)投資対象」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。

受益権の信託金限度額は、2,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

#### < 商品分類 >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(ノムラファンドマスターズ日本小型株)

#### 《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
|---------|--------|-------------------|

|                |    |                               |
|----------------|----|-------------------------------|
| 単位型<br><br>追加型 | 国内 | 株式                            |
|                | 海外 | 債券                            |
|                | 内外 | 不動産投信<br>その他資産<br>( )<br>資産複合 |

## 《属性区分表》

| 投資対象資産   | 決算頻度                                      | 投資対象地域   | 投資形態                           |
|--|---|--|--------------------------------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株  | 年1回<br><br>年2回<br><br>年4回                 | グローバル<br><br><b>日本</b>                           | ファミリー<br>ファンド                  |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>( )                  | 年6回<br>(隔月)<br><br>年12回<br>(毎月)<br><br>日々 | 北米<br><br>欧州<br><br>アジア<br><br>オセアニア             |                                |
| 不動産投信<br><br><b>その他資産</b><br><b>(投資信託証券</b><br><b>(株式 中小型株))</b> | その他<br>( )                                | 中南米<br><br>アフリカ<br><br>中近東<br>(中東)<br><br>エマージング | <b>ファンド・オブ・</b><br><b>ファンズ</b> |
| 資産複合<br>( )<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型                                |   |  |                                |

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉

となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成21年1月1日現在）

#### < 商品分類表定義 >

##### [ 単位型投信・追加型投信の区分 ]

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### [ 投資対象地域による区分 ]

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [ 投資対象資産(収益の源泉)による区分 ]

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [ 独立した区分 ]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託をいう。

##### [ 補足分類 ]

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

## &lt; 属性区分表定義 &gt;

## [ 投資対象資産による属性区分 ]

## 株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

## 債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

## [ 決算頻度による属性区分 ]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

## [ 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) ]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8) アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9) 中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10) エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[ 投資形態による属性区分 ]

(1) ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2) ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[ 為替ヘッジによる属性区分 ]

(1) 為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2) 為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[ インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 ]

(1) 日経225

(2) TOPIX

(3) その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[ 特殊型 ]

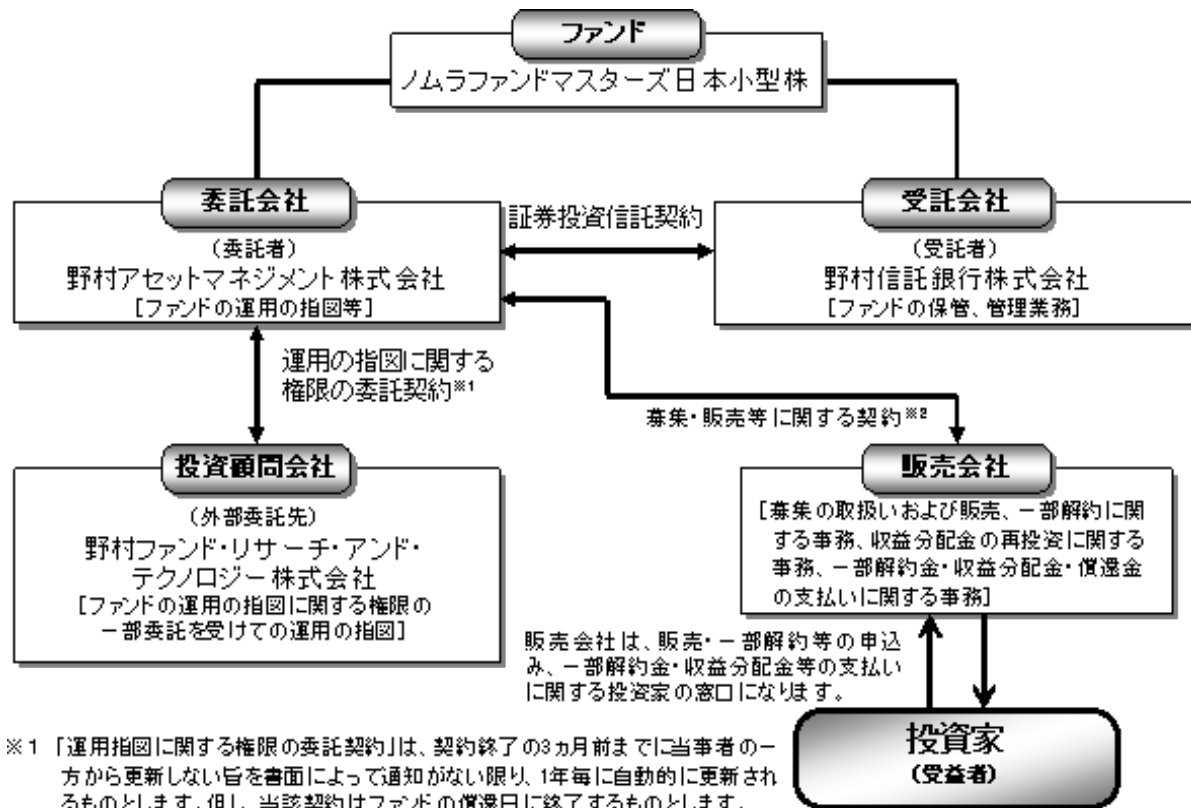
(1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3) ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## (2) 【ファンドの仕組み】

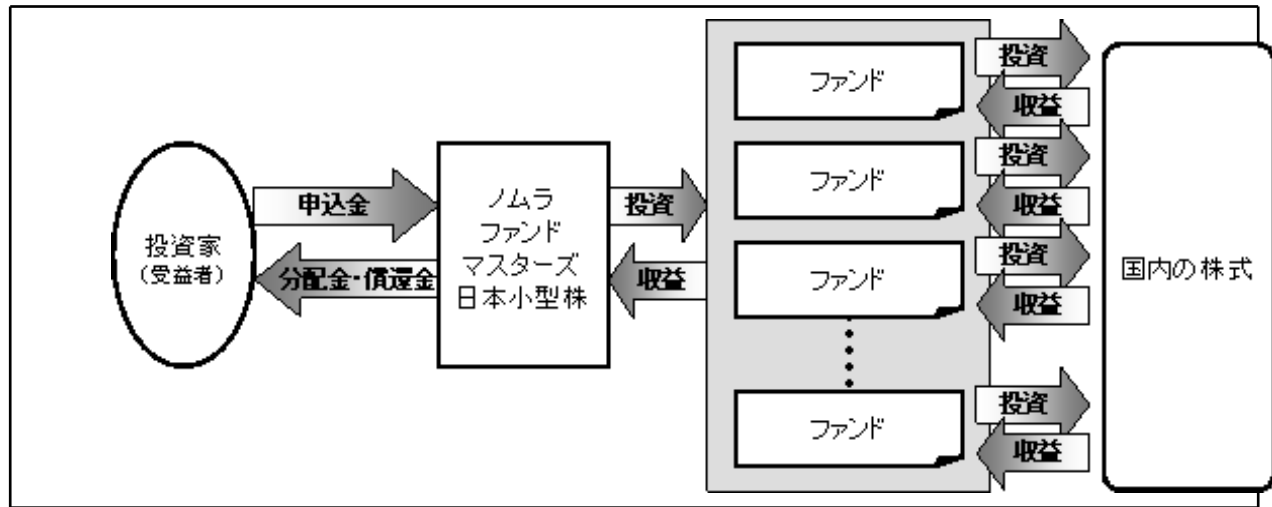


※<sup>1</sup> 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※<sup>2</sup> 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

## ファンド・オブ・ファンズについて

ファンドは複数の投資信託（ファンド）への投資を通じて、実質的に国内の株式に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。



ファンドが主要投資対象とする各証券投資信託の運用の方針等については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針(参考) 指定投資信託証券について」をご参照ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は分配金は税引き後、無手数料で再投資されます。

委託会社の概況

## 委託会社

## ・名称

野村アセットマネジメント株式会社

## ・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

## ・資本金の額

平成21年3月末現在、17,180百万円

## ・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

## ・大株主の状況(平成21年3月末現在)

| 名称             | 住所               | 所有株式数      | 比率   |
|----------------|------------------|------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 5,150,693株 | 100% |



## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

**[1] 国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、中長期的にわが国の小型株市場全体のパフォーマンスを上回る投資成果を目指して、積極的な運用を行ないます。**

ファンドは、Russell/Nomura Small Capインデックスをベンチマークとします。なお、ベンチマークは、わが国の小型株市場の構造変化、インデックスの改廃等によっては今後見直す場合があります。

Russell/Nomura Small Capインデックスは、Russell/Nomura 日本株インデックスのサイズ別の指数です。

Russell/Nomura Total Market インデックスは、わが国の全金融商品取引所上場銘柄の全時価総額の98%超をカバーしています。このうち、時価総額下位約15%の銘柄よりRussell/Nomura Small Capインデックスが構成されています。Russell/Nomura 日本株インデックスにおいて、「時価総額」は安定持ち株除後の時価総額を指し、「PBR」は、自己資本の含みを修正したPBRを指します。

Russell/Nomura 日本株インデックス、Russell/Nomura Small Capインデックスはラッセル・インベストメントと野村証券株式会社が作成している株式の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はラッセル・インベストメントと野村証券株式会社に帰属しております。また、ラッセル・インベストメントと野村証券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

**[2] 投資信託証券への投資にあたっては、実質的に投資する国内の株式（当該投資信託証券を通じて実質的に投資する株式をいいます。）が主として小型株を中心とする中小型株から構成されることを意識して、投資を行うことを基本とします。なお、組入投資信託証券について適宜見直しを行います。**

投資信託証券への投資にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが優れていると判断した指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。

指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して必要と判断した場合は、適宜見直しを行なう場合があります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する投資信託証券（ファンド設定時以降に設定された投資信託（投資法人を含みます。）を含みます。）が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

投資信託証券への投資割合は、当初設定後1ヵ月程度を目途に、高位となることを目指します。当初ポートフォリオ構築後は、投資信託証券への投資割合を、高位に維持することを基本とします。また、ファンドは、実質的な国内の株式（投資信託証券を通じて実質的に保有する株式をいいます。）の組入れが概ね高位（通常90%以上とします。）となることを目途として、投資信託証券への投資を行うことを基本とします。

**[3] 運用にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（以下「NFR&T」という場合があります。）に運用の指図に関する権限の一部を委託します。**

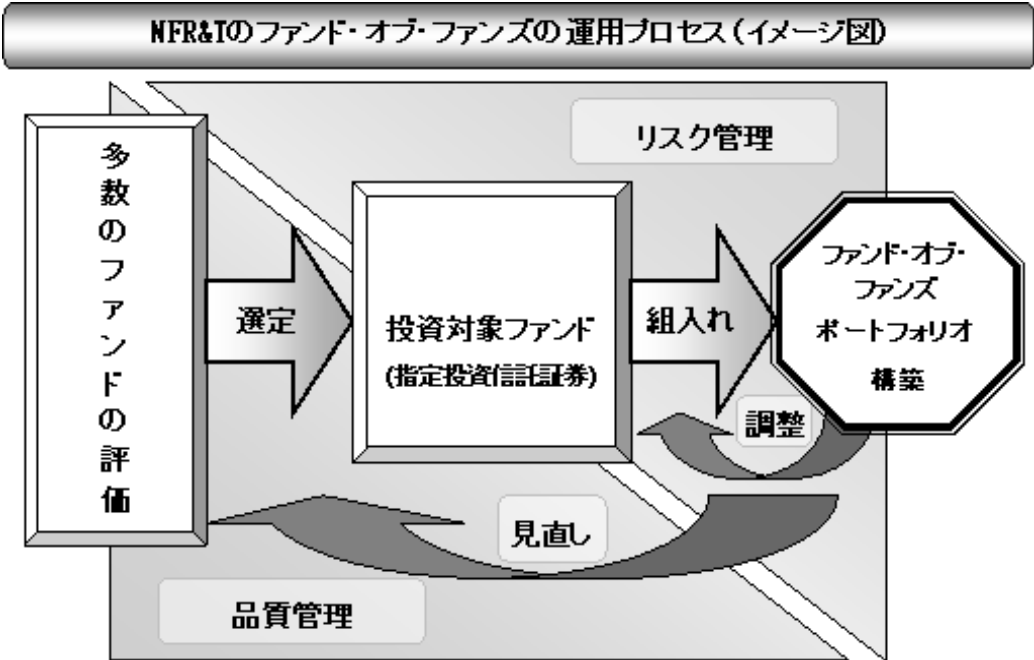
委託する範囲 : 投資信託証券の運用（指定投資信託証券の見直しを含む。）  
 委託先名称 : 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社  
 委託先所在地 : 東京都千代田区  
 委託に係る費用 : 上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、この信託の信託報酬支払いのときに支払うものとし、その報酬額は、ファンドの信託財産の平均純資産総額（月末純資産総額の平均値）に、次の率を乗じて得た額とします。

| (平均純資産総額)  | (率)         |
|------------|-------------|
| 100億円以下の部分 | 年10,000分の27 |
| 100億円超の部分  | 年10,000分の29 |

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

**[4] 投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質の維持・向上を目指します。**

運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

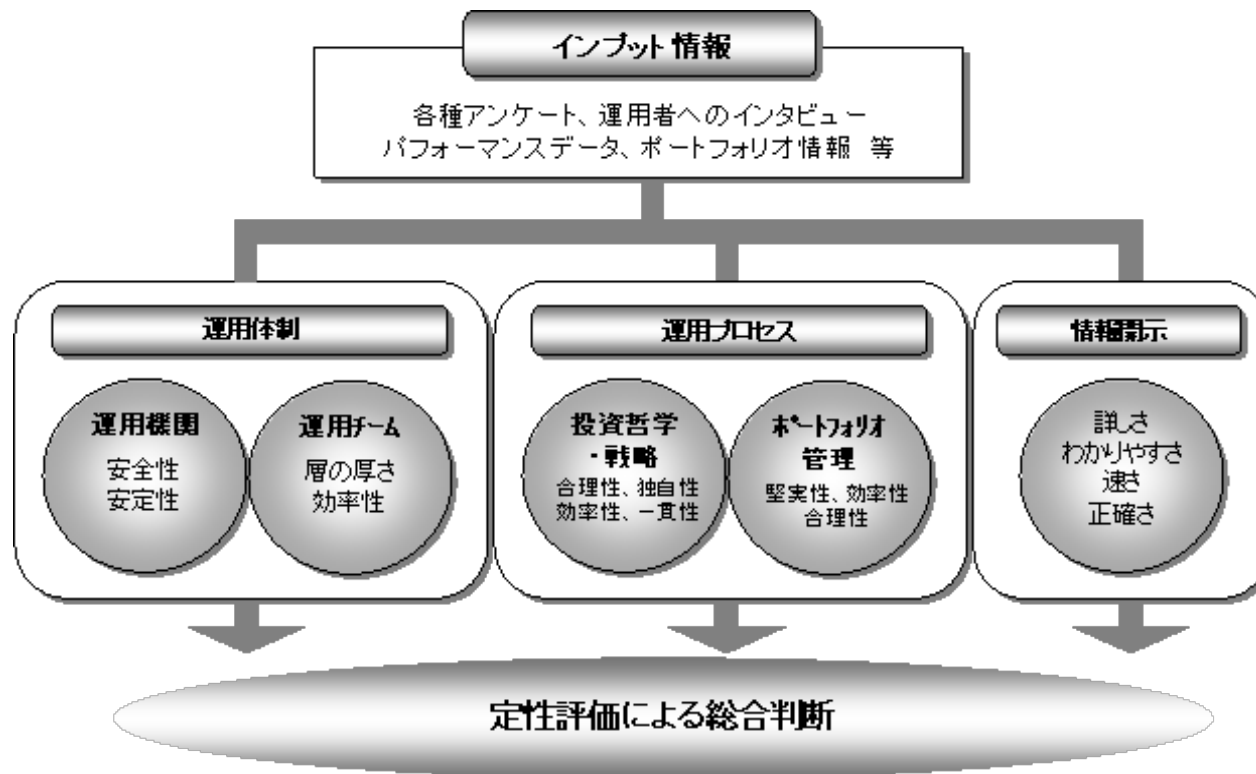
(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

### 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)は、ファンド・オブ・ファンズの運用を主たる業務とし、同時に、投資信託の分析評価、年金運用機関の調査・評価、オルタナティブ(代替)投資商品評価に携わる、野村グループの投資顧問会社です。

### NFR&Tのファンドの定性評価

NFR&Tでは、過去の運用成績がただ単に「良かったか(悪かったか)」ではなく、「なぜ良かったか(悪かったか)」「(良かった場合)今後も継続するか」が大事だと考えています。そのために、多くのファンドについてその良さ(品質)を測る「定性評価」に取り組んでいます。評価には、経験と実績のある専任のファンド・アナリストがあたります。



上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成21年5月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (2) 【投資対象】

国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。

ファンドは、以下に示す投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

| 指定投資信託証券                             |
|--------------------------------------|
| 野村日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）              |
| ノムラ・アクサ・ローゼンバーグ日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用） |
| JF中小型株オープンF（適格機関投資家専用）               |
| インベスコ 日本中小型成長株オープンF（適格機関投資家専用）       |
| フィデリティ・中小型株・オープンF（適格機関投資家専用）         |
| GS 計量日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）           |
| SG ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）       |

上記は平成21年5月8日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の中には、直接株式市場に投資するものも、ファミリーファンド方式 でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド（例えば「野村日本小型株ファンドF」）とし、その資金をマザーファンド（例えば「野村日本小型株ファンド マザーファンド」）に投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

## 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）

3．コール・ローン

#### 4. 手形割引市場において売買される手形



(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成21年5月8日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっています。

|                          |  |
|--------------------------|--|
| ファンドの関係法人のうち<br>< 販売会社 > | 野村信託銀行株式会社   |
| < 申込手数料 >                | 申込手数料はかかりません。  |
| 投資の基本方針のうち<br>< 収益分配方針 > | 運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。 |

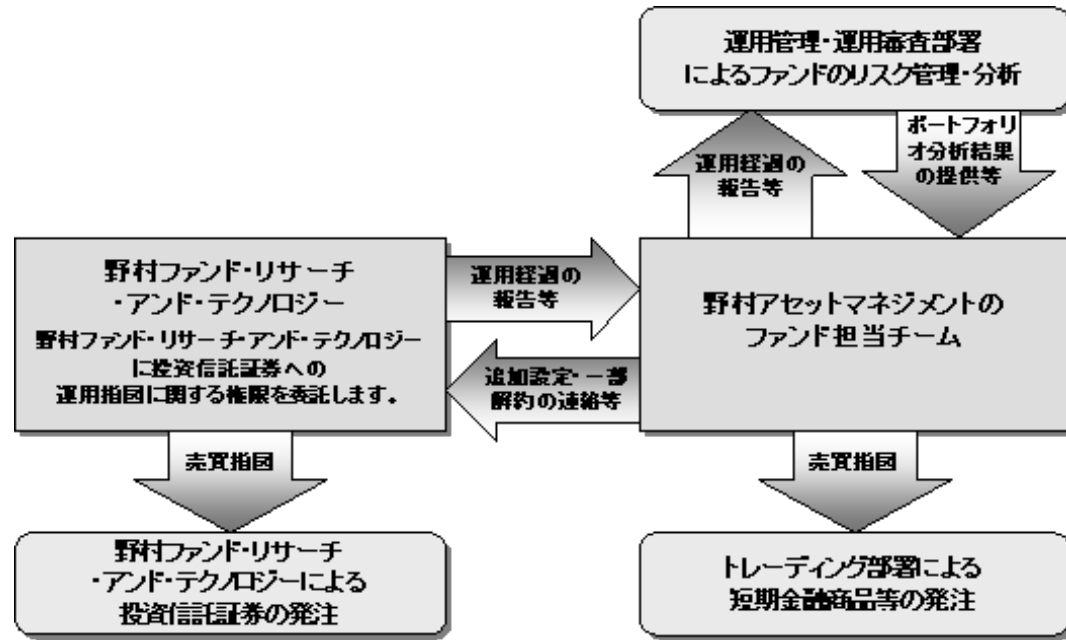
指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の委託会社の概要については、後述の「指定投資信託証券の委託会社について」をご覧ください。  
指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

[次へ](#)

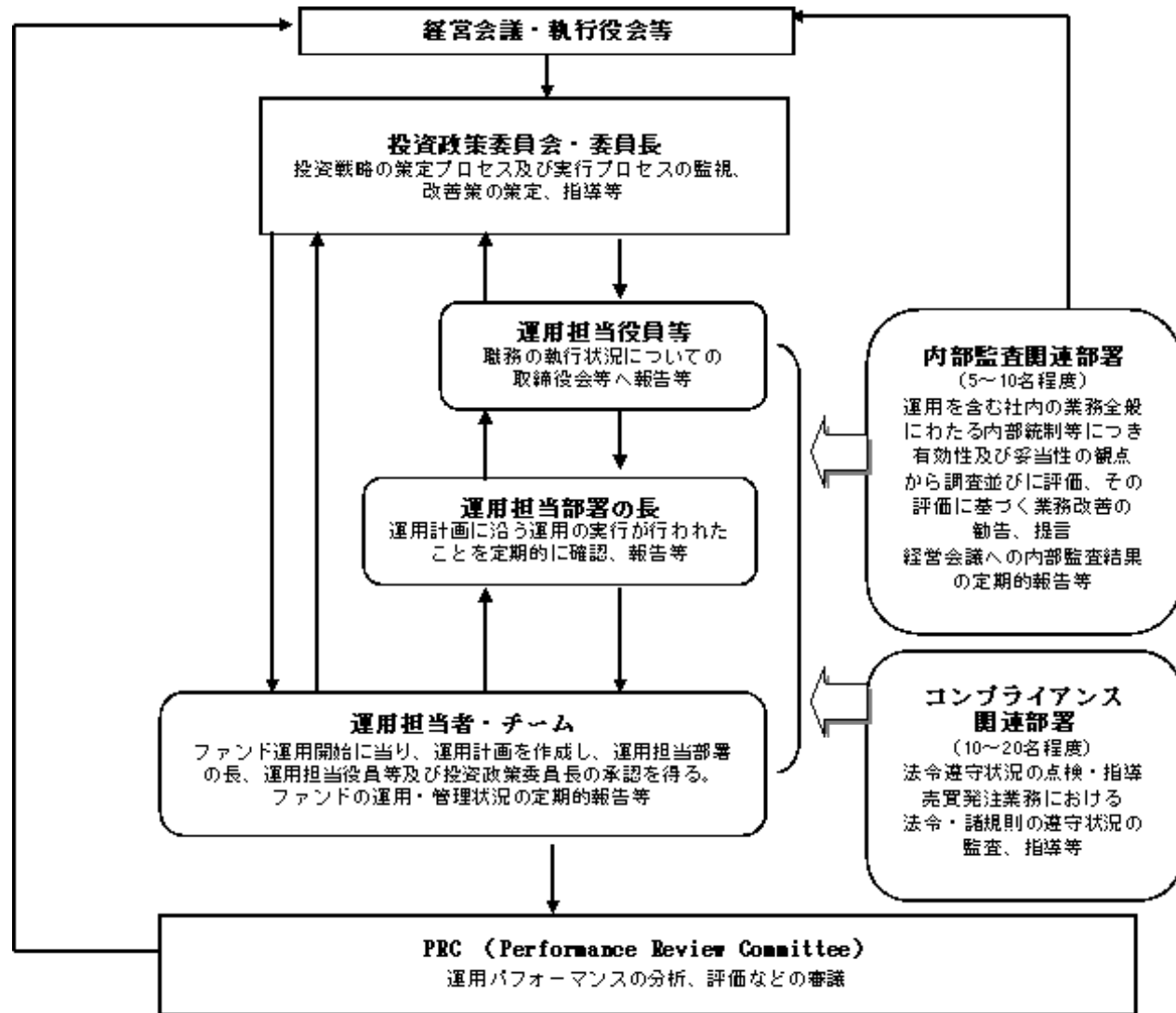
## (3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを、委託会社で確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に委託会社の商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は平成21年5月8日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

配当等収益とは、配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### ファンドの決算日

原則として毎年2月15日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

#### 分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5) 【投資制限】

外貨建資産への投資割合（運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限）

外貨建資産への直接投資は行ないません。

株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

デリバティブの使用(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

公社債の借入れ(約款第25条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ( )上記( )の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ( )信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ( )上記( )の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第32条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ( ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3 【投資リスク】

#### 基準価額の変動要因

##### 主な変動要因

##### 【株価変動リスク】

ファンドは、実質的な国内の株式（投資信託証券を通じて実質的に保有する株式をいいます。）の組入れが概ね高位（通常90%以上とします。）となることを目途として、投資信託証券への投資を行ないますので、株価変動等の影響を大きく受けます。

また、ファンドは、実質的に投資する国内の株式が主として小型株を中心とする中小型株から構成されることを意識して、投資を行うことを基本としますので、基準価額は大きく変動する場合があります。

##### その他の変動要因

##### 【信用リスク】

投資対象とする投資信託証券が実質的に組み入れる有価証券等の発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。

##### 【有価証券の貸付等におけるリスク】

投資対象とする投資信託証券が実質的に行なう有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

##### その他の留意点

ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

市場の急変時等には、前記の投資方針に従った運用ができない場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

ファンドは、Russell/Nomura Small Capインデックスをベンチマークとしますが、わが国の小型株市場の構造変化、インデックスの改廃等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。なお、ファンドは資金動向にもよりますが、当初設定後1ヵ月程度を目途に、投資信託証券への投資が高位になることを目指します。当初ポートフォリオ構築中は、ファンドが実質的に保有する株式の組入れは高位となっていない場合が想定されますので、こうした場合において、株価が上昇した場合等ベンチマークを上回る投資成果を達成できないことが想定されます。また、当初ポートフォリオ構築中であっても実質的に保有する株式の組入れ状況に応じて株価変動の影響を受けますので、基準価額が下落することがあります。



ファンドの分配金は、前記の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

ファンドが主要投資対象とする各投資信託証券は、ファミリーファンド方式で運用を行いません。そのため、各投資信託証券が投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、各投資信託証券の基準価額に影響を及ぼす場合があります。この結果、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

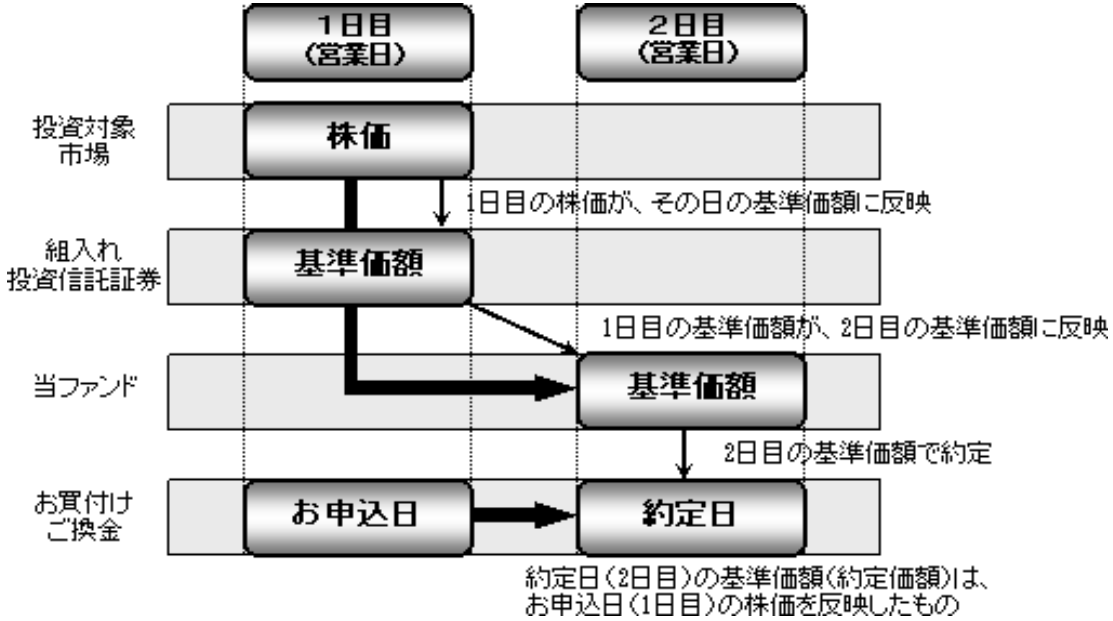
ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の販売会社は、委託者（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託者の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託者と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社となっております。したがって、ファンドにおいて、委託者（運用の権限委託先を含みます。）が各投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、この場合の申込手数料は無手数料となっております。

ファンドが投資する投資信託証券の基準価額は、一般的な投資信託と同様に原則として当日のわが国の証券市場の値動きを反映して、毎営業日計算されます。

ファンドの基準価額は、原則として組入れ投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、国内資産等の値動きは、一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映されることとなりますので、ご注意ください。

例えば、国内株式市場の本日の値動きが組入れ投資信託証券の基準価額に反映されるのは当該日であり、翌営業日にファンドの基準価額に反映されます。なお、買付および換金の申込の場合の約定価額の基準日については、通常の投資信託に用いる約定価額の基準日より1営業日後にずらすことによって、一般的な投資信託と実質的に同様の基準日となるよう調整しております。

< 基準価額算出のイメージ図 >



ファンドは、投資信託証券への投資を通じて株式など値動きのある証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

## 委託会社におけるリスクマネジメント体制

### リスク管理関連の委員会

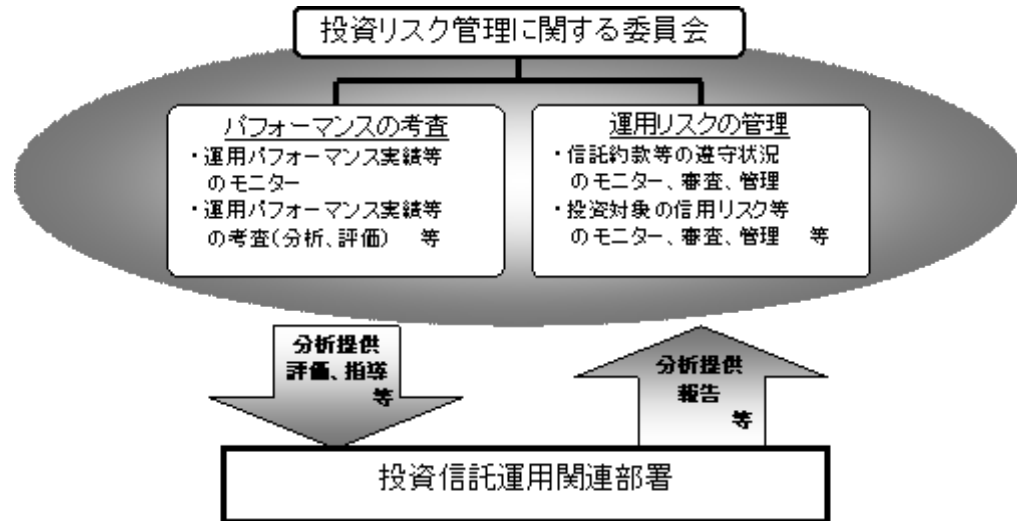
#### パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

#### 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

### リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は平成21年5月8日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額)(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、後述の「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

##### (2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

##### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の99.75(税抜年10,000分の95)の率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については、次の通り(税抜)とします。

|             |             |            |
|-------------|-------------|------------|
| < 委託会社 >    | < 販売会社 >    | < 受託会社 >   |
| 年10,000分の47 | 年10,000分の45 | 年10,000分の3 |

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

また、投資顧問会社(NFR&T)が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、ファンドの信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、次の率を乗じて得た額とします。

| 平均純資産総額    | 率           |
|------------|-------------|
| 100億円以下の部分 | 年10,000分の27 |
| 100億円超の部分  | 年10,000分の29 |

なお、この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

(参考)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

| 指定投資信託証券の名称                 | 信託報酬率<br>(年率)       |
|-----------------------------|---------------------|
| 野村日本小型株ファンドF                | 0.8715% (税抜0.83%)   |
| ノムラ - アクサ・ローゼンバーグ日本小型株ファンドF | 0.8715% (税抜0.83%)   |
| JF中小型株オープンF                 | 0.924% (税抜0.88%)    |
| インベスコ 日本中小型成長株オープンF         | 0.7455% (税抜0.71%)   |
| フィデリティ・中小型株・オープンF           | 0.945% (税抜0.90%)    |
| GS 計量日本小型株ファンドF             | 0.67725% (税抜0.645%) |
| SG ターゲット・ジャパン・ファンドF         | 0.945% (税抜0.90%)    |

上記の信託報酬率は、平成21年5月8日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

上記の他、監査費用等の費用も別途かかります。なお、申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)指定投資信託証券について」をご参照ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、NFR&Tが試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

|                      |
|----------------------|
| 実質的な信託報酬率（税込・年率）の概算値 |
| 1.85% ± 0.10%程度      |

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成21年5月8日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

#### (4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

## (5) 【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

平成23年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

[ 譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について ]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 換金（解約）時および償還時の課税について

### [ 個人の投資家の場合 ]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

### [ 法人の投資家の場合 ]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 個別元本について

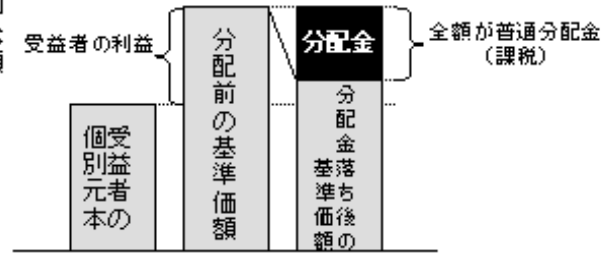
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

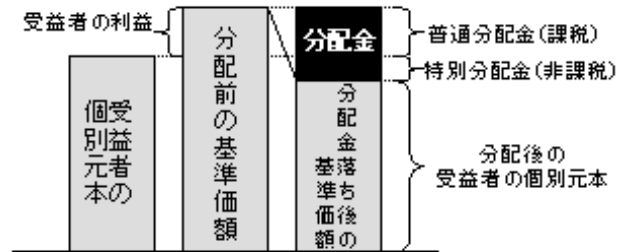
## 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。



(ご参考)

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

| 時期             | 項目      | 費用                     | 税金      |
|----------------|---------|------------------------|---------|
| 買付時            | 申込手数料   | 3.15% (税抜3.0%) 以内      | 消費税等相当額 |
| 換金時<br>(解約請求制) | 信託財産留保額 | 1万口につき<br>基準価額に対して0.4% |         |

基準価額に、3.15% (税抜3.0%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

| 時期             | 項目        | 費用 | 税金   |
|----------------|-----------|----|--|
| 分配時            | 所得税および地方税 |    | 普通分配金 × 10% <sup>1</sup>                       |
| 換金時<br>(解約請求制) | 所得税および地方税 |    | 換金時の差益 (譲渡益) <sup>2</sup> に対して10% <sup>1</sup> |
| 償還時            | 所得税および地方税 |    | 償還時の差益 (譲渡益) <sup>2</sup> に対して10% <sup>1</sup> |

<sup>1</sup> 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

<sup>2</sup> 詳しくは前述の「換金 (解約) 時および償還時の課税について」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

## 5 【運用状況】

以下は平成21年3月31日現在の運用状況であります。  
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1) 【投資状況】

| 資産の種類               | 国/地域 | 時価合計(円)       | 投資比率(%) |
|---------------------|------|---------------|---------|
| 投資信託受益証券            | 日本   | 9,462,420,680 | 99.09   |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |      | 86,031,809    | 0.90    |
| 合計(純資産総額)           |      | 9,548,452,489 | 100.00  |

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

以下に記載する投資信託受益証券の銘柄は「(適格機関投資家専用)」を省略しております。

| 順位 | 国/地域 | 種類       | 銘柄名                          | 数量      | 簿価        |               | 評価        |               | 投資比率  |
|----|------|----------|------------------------------|---------|-----------|---------------|-----------|---------------|-------|
|    |      |          |                              |         | 単価<br>(円) | 金額<br>(円)     | 単価<br>(円) | 金額<br>(円)     |       |
| 1  | 日本   | 投資信託受益証券 | GS 計量日本小型株ファンドF              | 455,448 | 6,009     | 2,737,219,842 | 6,229     | 2,836,985,592 | 29.71 |
| 2  | 日本   | 投資信託受益証券 | SG ターゲット・ジャパン・ファンドF          | 212,016 | 10,534    | 2,233,566,417 | 11,207    | 2,376,063,312 | 24.88 |
| 3  | 日本   | 投資信託受益証券 | 野村日本小型株ファンドF                 | 159,874 | 8,389     | 1,341,309,286 | 8,579     | 1,371,559,046 | 14.36 |
| 4  | 日本   | 投資信託受益証券 | インベスコ 日本中小型成長株オープンF          | 201,921 | 5,122     | 1,034,239,362 | 4,852     | 979,720,692   | 10.26 |
| 5  | 日本   | 投資信託受益証券 | ノムラ - アクサ・ローゼンバーグ 日本小型株ファンドF | 113,744 | 8,172     | 929,515,968   | 8,388     | 954,084,672   | 9.99  |

|   |    |          |                   |        |       |             |       |             |      |
|---|----|----------|-------------------|--------|-------|-------------|-------|-------------|------|
| 6 | 日本 | 投資信託受益証券 | フィデリティ・中小型株・オープンF | 62,778 | 9,216 | 578,562,048 | 8,922 | 560,105,316 | 5.86 |
| 7 | 日本 | 投資信託受益証券 | JF中小型株オープンF       | 63,902 | 5,988 | 382,645,176 | 5,929 | 378,874,958 | 3.96 |
| 8 | 日本 | 投資信託受益証券 | 三井住友・中小型株・オープンF   | 1,189  | 4,402 | 5,233,978   | 4,228 | 5,027,092   | 0.05 |

### 種類別及び業種別投資比率

| 種類       | 業種 | 投資比率(%) |
|----------|----|---------|
| 投資信託受益証券 |    | 99.09   |
| 合計       |    | 99.09   |

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

平成21年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

| 計算期間             | 純資産総額(百万円) |        | 1口当たり純資産額(円) |        |
|------------------|------------|--------|--------------|--------|
|                  | (分配落)      | (分配付)  | (分配落)        | (分配付)  |
| 第1期 (2005年2月15日) | 78,595     | 79,809 | 1.1649       | 1.1829 |
| 第2期 (2006年2月15日) | 47,965     | 49,859 | 1.5576       | 1.6191 |
| 第3期 (2007年2月15日) | 41,003     | 42,205 | 1.3647       | 1.4047 |
| 第4期 (2008年2月15日) | 18,138     | 18,138 | 0.9470       | 0.9470 |
| 第5期 (2009年2月16日) | 9,768      | 9,768  | 0.6406       | 0.6406 |
| 2008年3月末日        | 17,330     |        | 0.9340       |        |
| 4月末日             | 17,770     |        | 0.9784       |        |

|           |        |  |        |
|-----------|--------|--|--------|
| 5月末日      | 18,248 |  | 1.0169 |
| 6月末日      | 16,782 |  | 0.9804 |
| 7月末日      | 15,873 |  | 0.9508 |
| 8月末日      | 14,666 |  | 0.8890 |
| 9月末日      | 13,397 |  | 0.8224 |
| 10月末日     | 10,767 |  | 0.6754 |
| 11月末日     | 10,664 |  | 0.6736 |
| 12月末日     | 10,944 |  | 0.6970 |
| 2009年1月末日 | 10,353 |  | 0.6749 |
| 2月末日      | 9,205  |  | 0.6218 |
| 3月末日      | 9,548  |  | 0.6540 |

## 【分配の推移】

| 期   | 1口当たりの分配金 |
|-----|-----------|
| 第1期 | 0.0180 円  |
| 第2期 | 0.0615 円  |
| 第3期 | 0.0400 円  |
| 第4期 | 0.0000 円  |
| 第5期 | 0.0000 円  |

## 【収益率の推移】

| 期   | 収益率    |
|-----|--------|
| 第1期 | 18.3 % |
| 第2期 | 39.0 % |
| 第3期 | 9.8 %  |
| 第4期 | 30.6 % |
| 第5期 | 32.4 % |

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## 第二部 【ファンドの詳細情報】

### 第1 【ファンドの沿革】

平成16年3月5日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

### 第2 【手続等】

#### 1 【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売

会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みを制限すること、および当該取得申込みの受付けを中止すること、ならびに既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

- ( )取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。  
詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。
- ( )収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2 【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1万口単位(自動けいぞく投資契約にかかる受益権については1口単位)で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

なお、1日1件2億円を超える解約請求のお申込みについては、上記時間を午前11時(半日営業日の場合は午前9時30分)までと

します。

手取り額は、解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額から、( )信託財産留保額（1万口につき基準価額の0.4%）、および( )所得税および地方税を差し引いた金額となります。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(1万口につき基準価額に0.4%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約は行なえません。この他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として解約申込みの受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

### 第3 【管理及び運営】

#### 1 【資産管理等の概要】

##### (1) 【資産の評価】

###### < 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象     | 評価方法                           |
|--------|--------------------------------|
| 投資信託証券 | 原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。 |

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>



(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。(平成16年3月5日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年2月16日から翌年2月15日までとします。

なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

ただし、最終計算期間の終了日は、下記「(5) その他 (a)ファンドの繰上償還条項 等」による解約の日までとします。

(5) 【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

( )委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

( )上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は

一月を下らないものとします。

- ( )上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- ( )委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( )上記( )から( )までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記( )の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ( )委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ( )委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更( )」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- ( )受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

#### (d)信託約款の変更

- ( )委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ( )委託者は、上記( )の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( )上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ( )上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記( )の信託約款の変更をしません。
- ( )委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られ

たる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

( )委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記( )から( )までの規定にしたがいます。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」( )または「(d)信託約款の変更」( )に規定する公告または書面に付記します。

(g)関係法人との契約の更新に関する手続

( )委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

( )委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

## 2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

### <自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

### <自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

#### 償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

#### 換金(解約)請求権

##### 換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1万口単位(自動けいぞく投資契約等を結んでいる場合は1口単位)で換金できます。

##### 換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

## 第4 【ファンドの経理状況】

### ノムラファンドマスターズ日本小型株

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号および平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第4期計算期間(平成19年2月16日から平成20年2月15日まで)については内閣府令第50号および内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第5期計算期間(平成20年2月16日から平成21年2月16日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則および内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号および平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、第4期計算期間(平成19年2月16日から平成20年2月15日まで)については内閣府令第61号附則第3条により、内閣府令第61号改正前の投資信託財産計算規則および内閣府令第79号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第5期計算期間(平成20年2月16日から平成21年2月16日まで)については内閣府令第61号および内閣府令第79号改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成19年2月16日から平成20年2月15日まで)および第5期計算期間(平成20年2月16日から平成21年2月16日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
- なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

### 1 【財務諸表】

#### 【ノムラファンドマスターズ日本小型株】

#### (1) 【貸借対照表】

| 期別              | 第4期<br>平成20年2月15日現在<br>金額(円) | 第5期<br>平成21年2月16日現在<br>金額(円) |
|-----------------|------------------------------|------------------------------|
| 科目              |                              |                              |
| 資産の部            |                              |                              |
| 流動資産            |                              |                              |
| コール・ローン         | 282,410,585                  | 154,975,086                  |
| 投資信託受益証券        | 18,021,018,380               | 9,690,503,848                |
| 未収入金            | 58,486,539                   | 27,959,076                   |
| 未収利息            | 4,175                        | 515                          |
| 流動資産合計          | 18,361,919,679               | 9,873,438,525                |
| 資産合計            | 18,361,919,679               | 9,873,438,525                |
| 負債の部            |                              |                              |
| 流動負債            |                              |                              |
| 未払金             | 57,913,509                   | 29,037,215                   |
| 未払解約金           | 47,564,744                   | 16,695,823                   |
| 未払受託者報酬         | 3,719,682                    | 1,850,381                    |
| 未払委託者報酬         | 114,070,085                  | 56,744,986                   |
| その他未払費用         | 371,909                      | 184,982                      |
| 流動負債合計          | 223,639,929                  | 104,513,387                  |
| 負債合計            | 223,639,929                  | 104,513,387                  |
| 純資産の部           |                              |                              |
| 元本等             |                              |                              |
| 元本              | 19,152,968,561               | 15,249,269,132               |
| 剰余金             |                              |                              |
| 期末剰余金又は期末欠損金( ) | 1,014,688,811                | 5,480,343,994                |
| (分配準備積立金)       | 2,553,833,251                | 1,993,997,211                |
| 元本等合計           | 18,138,279,750               | 9,768,925,138                |
| 純資産合計           | 18,138,279,750               | 9,768,925,138                |
| 負債純資産合計         | 18,361,919,679               | 9,873,438,525                |

## (2)【損益及び剰余金計算書】

| 期別        | 第4期<br>自平成19年2月16日<br>至平成20年2月15日<br>金額(円) | 第5期<br>自平成20年2月16日<br>至平成21年2月16日<br>金額(円) |
|-----------|--|--|
| 科目        |  |  |
| 営業収益      |  |  |
| 受取利息      | 2,227,677                                  | 851,889                                    |
| 有価証券売買等損益 | 8,841,575,018                              | 4,797,264,239                              |
| 営業収益合計    | 8,839,347,341                              | 4,796,412,350                              |
| 営業費用      |  |  |
| 受託者報酬     | 9,273,948                                  | 4,546,245                                  |
| 委託者報酬     | 284,400,908                                | 139,418,041                                |

|                         |                |               |
|-------------------------|----------------|---------------|
| その他費用                   | 927,274        | 454,508       |
| 営業費用合計                  | 294,602,130    | 144,418,794   |
| 営業利益                    | 9,133,949,471  | 4,940,831,144 |
| 経常利益                    | 9,133,949,471  | 4,940,831,144 |
| 当期純利益                   | 9,133,949,471  | 4,940,831,144 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額      | 1,177,516,027  | 268,751,248   |
| 期首剰余金又は期首欠損金( )         | 10,957,704,210 | 1,014,688,811 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額          | 1,152,236,694  | 240,275,402   |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 |                | 240,275,402   |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,152,236,694  |               |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額          | 5,168,196,271  | 33,850,689    |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 5,168,196,271  |               |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 |                | 33,850,689    |
| 分配金                     |                |               |
| 期末剰余金又は期末欠損金( )         | 1,014,688,811  | 5,480,343,994 |

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                   | 第4期<br>自 平成19年2月16日<br>至 平成20年2月15日           | 第5期<br>自 平成20年2月16日<br>至 平成21年2月16日                   |
|-------------------|---|---|
| 1 運用資産の評価基準及び評価方法 | (1) 投資信託受益証券基準価額で評価しております。                    | (1) 投資信託受益証券同左  |
| 2 費用・収益の計上基準      | (1) 有価証券売買等損益の計上基準約定日基準で計上しております。             | (1) 有価証券売買等損益の計上基準同左                                  |
| 3 その他             | 当ファンドの計算期間は、平成19年2月16日から平成20年2月15日までとなっております。 | 当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成20年2月16日から平成21年2月16日までとなっております。 |

## (貸借対照表に関する注記)

| 第4期<br>平成20年2月15日現在                     | 第5期<br>平成21年2月16日現在                     |
|---|---|
| 1 計算期間の末日における受益権の総数<br>19,152,968,561 □ | 1 計算期間の末日における受益権の総数<br>15,249,269,132 □ |



|  |                      |  |                      |
|--|----------------------|--|----------------------|
| 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額<br>元本の欠損                   | 1,014,688,811 円      | 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額<br>元本の欠損                   | 5,480,343,994 円      |
| 3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額<br>(10,000口当たり純資産額) | 0.9470 円<br>9,470 円) | 3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額<br>(10,000口当たり純資産額) | 0.6406 円<br>6,406 円) |

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第4期<br>自 平成19年2月16日<br>至 平成20年2月15日                        | 第5期<br>自 平成20年2月16日<br>至 平成21年2月16日 |  |              |
|--|-------------------------------------|--|--------------|
| 1 運用の外部委託費用<br>信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用<br>支払金額 | 81,212,620 円                        | 1 運用の外部委託費用<br>信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用<br>支払金額 | 39,568,686 円 |
| 2 分配金の計算過程<br>該当事項はございません。                                 |                                     | 2 分配金の計算過程<br>該当事項はございません。                                 |              |

## (関連当事者との取引に関する注記)

| 第4期<br>自 平成19年2月16日<br>至 平成20年2月15日                                   | 第5期<br>自 平成20年2月16日<br>至 平成21年2月16日 |
|---|-------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 | 同左                                  |

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

| 第4期<br>自 平成19年2月16日<br>至 平成20年2月15日 | 第5期<br>自 平成20年2月16日<br>至 平成21年2月16日 |           |                  |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------|------------------|
| 期首元本額                               | 30,045,549,546 円                    | 期首元本額     | 19,152,968,561 円 |
| 期中追加設定元本額                           | 3,440,651,948 円                     | 期中追加設定元本額 | 432,169,081 円    |
| 期中一部解約元本額                           | 14,333,232,933 円                    | 期中一部解約元本額 | 4,335,868,510 円  |

## 2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

| 種類 | 第4期<br>自 平成19年2月16日<br>至 平成20年2月15日 |                    | 第5期<br>自 平成20年2月16日<br>至 平成21年2月16日 |                    |
|----|-------------------------------------|--------------------|-------------------------------------|--------------------|
|    | 貸借対照表計上額(円)                         | 損益に含まれた<br>評価差額(円) | 貸借対照表計上額(円)                         | 損益に含まれた<br>評価差額(円) |
|    |                                     |                    |                                     |                    |

|          |                |               |               |               |
|----------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 投資信託受益証券 | 18,021,018,380 | 6,999,461,865 | 9,690,503,848 | 3,760,921,893 |
| 合計       | 18,021,018,380 | 6,999,461,865 | 9,690,503,848 | 3,760,921,893 |

## 3 デリバティブ取引関係

第4期(自 平成19年2月16日 至 平成20年2月15日)

該当事項はございません。

第5期(自 平成20年2月16日 至 平成21年2月16日)

該当事項はございません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成21年2月16日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

（平成21年2月16日現在）

| 種類        | 銘柄                                       | 券面総額<br>(円) | 評価額<br>(円)    | 備考 |
|-----------|--|-------------|---------------|----|
| 投資信託受益証券  | フィデリティ・中小型株・オープンF (適格機関投資家専用)            |             | 777,240,576   |    |
|           | 野村日本小型株ファンドF (適格機関投資家専用)                 |             | 1,422,541,280 |    |
|           | ノムラ・アクサ・ローゼンバーグ日本小型株ファンドF<br>(適格機関投資家専用) |             | 988,133,724   |    |
|           | JF中小型株オープンF (適格機関投資家専用)                  |             | 409,507,344   |    |
|           | SGターゲット・ジャパン・ファンドF (適格機関投資家専用)           |             | 2,310,220,150 |    |
|           | インベスコ日本中小型成長株オープンF (適格機関投資家専用)           |             | 1,111,141,070 |    |
|           | 三井住友・中小型株・オープンF (適格機関投資家専用)              |             | 90,034,106    |    |
|           | GS計量日本小型株ファンドF (適格機関投資家専用)               |             | 2,581,685,598 |    |
| 投資信託受益証券計 | 銘柄数：8                                    |             | 9,690,503,848 |    |
|           | 組入時価比率：99.2%                             |             | 100%          |    |
| 合計        |  |             | 9,690,503,848 |    |

---

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はございません。

## 2 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成21年3月31日現在

|                |                |   |
|----------------|----------------|---|
| 資産総額           | 9,581,889,820  | 円 |
| 負債総額           | 33,437,331     | 円 |
| 純資産総額( - )     | 9,548,452,489  | 円 |
| 発行済口数          | 14,599,076,379 | 口 |
| 1口当たり純資産額( / ) | 0.6540         | 円 |

## 第5 【設定及び解約の実績】

| 期   | 設定口数           | 解約口数           | 発行済み口数         |
|-----|----------------|----------------|----------------|
| 第1期 | 99,428,621,576 | 31,959,746,421 | 67,468,875,155 |
| 第2期 | 17,169,515,060 | 53,843,201,311 | 30,795,188,904 |
| 第3期 | 13,101,443,328 | 13,851,082,686 | 30,045,549,546 |
| 第4期 | 3,440,651,948  | 14,333,232,933 | 19,152,968,561 |
| 第5期 | 432,169,081    | 4,335,868,510  | 15,249,269,132 |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## 第三部 【特別情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

平成21年3月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構

###### (a) 会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

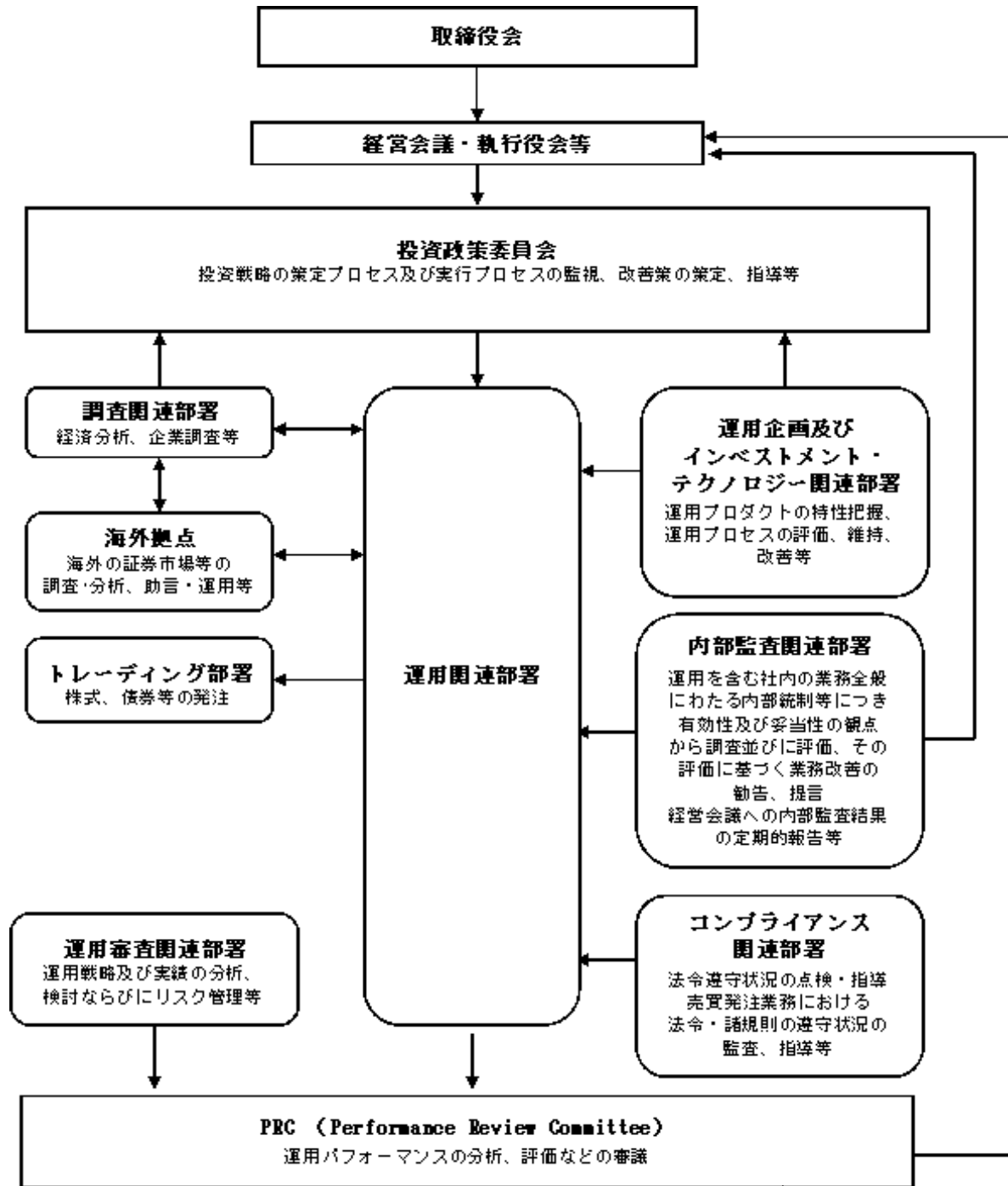
###### 代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

## 委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制







## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成21年3月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。 )。

| 種類         | 本数  | 純資産総額（百万円） |
|------------|-----|------------|
| 追加型株式投資信託  | 537 | 7,922,938  |
| 単体型株式投資信託  | 22  | 195,928    |
| 追加型公社債投資信託 | 20  | 4,837,169  |
| 単体型公社債投資信託 | 0   | 0          |
| 合計         | 579 | 12,956,036 |

### 3 【委託会社等の経理状況】

1 . 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、前事業年度については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)ならびに同規則第2条の規定に基づいて改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年11月17日総理府令第129号)により、当事業年度については、財務諸表等規則ならびに同規則第2条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により、作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前事業年度及び当事業年度については、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、委託会社の中間財務諸表は、同内閣府令附則第4条第1項第1号により、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 . 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3 . 委託会社の前事業年度の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当事業年度の財務諸表ならびに中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

## (1) 【貸借対照表】

| 区分            | 注記<br>番号 | 前事業年度<br>(平成19年3月31日) |            | 当事業年度<br>(平成20年3月31日) |            |
|---------------|----------|-----------------------|------------|-----------------------|------------|
|               |          | 金額(百万円)               | 構成比<br>(%) | 金額(百万円)               | 構成比<br>(%) |
| <b>(資産の部)</b> |          |                       |            |                       |            |
| 流動資産          |          |                       |            |                       |            |
| 現金            |          | 0                     |            | -                     |            |
| 預金            |          | 23,241                |            | -                     |            |
| 現金・預金         |          | -                     |            | 2,855                 |            |
| 金銭の信託         |          | 2,105                 |            | 32,058                |            |
| 有価証券          |          | -                     |            | 6,300                 |            |
| 関係会社短期貸付金     |          | 14,000                |            | -                     |            |
| 短期貸付金         |          | -                     |            | 1,526                 |            |
| 支払委託金         |          | 73                    |            | -                     |            |
| 収益分配金         |          | 73                    |            | -                     |            |
| 前払金           |          | 30                    |            | 45                    |            |
| 前払費用          |          | 16                    |            | 9                     |            |
| 未収入金          |          | 356                   |            | 81                    |            |
| 未収委託者報酬       |          | 14,048                |            | 13,910                |            |
| 未収収益          |          | 2,261                 |            | 2,030                 |            |
| 繰延税金資産        |          | 1,352                 |            | 1,137                 |            |
| その他           |          | 748                   |            | 1,072                 |            |
| 貸倒引当金         |          | 15                    |            | 7                     |            |
| 流動資産計         |          | 58,221                | 45.6       | 61,020                | 52.0       |
| 固定資産          |          |                       |            |                       |            |
| 有形固定資産        |          | 1,743                 |            | 1,972                 |            |
| 建物            | 2        | 638                   |            | 800                   |            |
| 器具備品          | 2        | 1,104                 |            | 1,171                 |            |
| 無形固定資産        |          | 7,642                 |            | 8,857                 |            |
| ソフトウェア        |          | 7,637                 |            | 8,852                 |            |
| 電話加入権         |          | 2                     |            | 2                     |            |
| その他           |          | 2                     |            | 2                     |            |
| 投資その他の資産      |          | 60,050                |            | 45,424                |            |
| 投資有価証券        |          | 44,125                |            | 27,606                |            |
| 関係会社株式        | 3        | 15,405                |            | 15,739                |            |
| 従業員長期貸付金      |          | 231                   |            | 194                   |            |
| 長期差入保証金       |          | 30                    |            | 34                    |            |
| 長期前払費用        |          | 9                     |            | 17                    |            |
| 繰延税金資産        |          | -                     |            | 1,567                 |            |
| その他           |          | 247                   |            | 264                   |            |
| 貸倒引当金         |          | 0                     |            | 0                     |            |
| 固定資産計         |          | 69,436                | 54.4       | 56,253                | 48.0       |
| 資産合計          |          | 127,657               | 100.0      | 117,274               | 100.0      |

| 区分            | 注記<br>番号 | 前事業年度<br>(平成19年3月31日) |            | 当事業年度<br>(平成20年3月31日) |            |
|---------------|----------|-----------------------|------------|-----------------------|------------|
|               |          | 金額(百万円)               | 構成比<br>(%) | 金額(百万円)               | 構成比<br>(%) |
| <b>(負債の部)</b> |          |                       |            |                       |            |
| 流動負債          |          |                       |            |                       |            |
| 預り金           |          |                       | 74         |                       | 148        |

|              |   |        |         |       |        |         |       |
|--------------|---|--------|---------|-------|--------|---------|-------|
| 未払金          | 1 |        | 14,332  |       |        | 12,848  |       |
| 未払収益分配金      |   | 85     |         |       | 5      |         |       |
| 未払償還金        |   | 261    |         |       | 105    |         |       |
| 未払手数料        |   | 6,040  |         |       | 6,115  |         |       |
| その他未払金       |   | 7,944  |         |       | 6,622  |         |       |
| 未払費用         | 1 |        | 8,486   |       |        | 8,363   |       |
| 未払法人税等       | 4 |        | 2,640   |       |        | 1,591   |       |
| 前受収益         |   |        | 9       |       |        | 8       |       |
| 賞与引当金        |   |        | 1,650   |       |        | 1,730   |       |
| その他          |   |        | 86      |       |        | 102     |       |
| 流動負債計        |   |        | 27,279  | 21.4  |        | 24,794  | 21.2  |
| 固定負債         |   |        |         |       |        |         |       |
| 退職給付引当金      |   |        | 5,034   |       |        | 5,359   |       |
| 時効後支払損引当金    |   |        | -       |       |        | 467     |       |
| 繰延税金負債       |   |        | 2,434   |       |        | -       |       |
| その他          |   |        | 59      |       |        | 64      |       |
| 固定負債計        |   |        | 7,528   | 5.9   |        | 5,890   | 5.0   |
| 負債合計         |   |        | 34,808  | 27.3  |        | 30,685  | 26.2  |
| (純資産の部)      |   |        |         |       |        |         |       |
| 株主資本         |   |        | 82,451  | 64.6  |        | 81,714  | 69.7  |
| 資本金          |   |        | 17,180  |       |        | 17,180  |       |
| 資本剰余金        |   |        | 11,729  |       |        | 11,729  |       |
| 資本準備金        |   | 11,729 |         |       | 11,729 |         |       |
| 利益剰余金        |   |        | 53,541  |       |        | 52,804  |       |
| 利益準備金        |   | 685    |         |       | 685    |         |       |
| その他利益剰余金     |   | 52,856 |         |       | 52,119 |         |       |
| 別途積立金        |   | 35,606 |         |       | 35,606 |         |       |
| 繰越利益剰余金      |   | 17,249 |         |       | 16,512 |         |       |
| 評価・換算差額等     |   |        | 10,397  | 8.1   |        | 4,874   | 4.1   |
| その他有価証券評価差額金 |   |        | 11,008  |       |        | 5,124   |       |
| 繰延ヘッジ損益      |   |        | 610     |       |        | 250     |       |
| 純資産合計        |   |        | 92,849  | 72.7  |        | 86,589  | 73.8  |
| 負債・純資産合計     |   |        | 127,657 | 100.0 |        | 117,274 | 100.0 |

## (2) 【損益計算書】

| 区分      | 注記<br>番号 | 前事業年度<br>(自平成18年4月1日<br>至平成19年3月31日) |            | 当事業年度<br>(自平成19年4月1日<br>至平成20年3月31日) |            |
|---------|----------|--------------------------------------|------------|--------------------------------------|------------|
|         |          | 金額(百万円)                              | 百分比<br>(%) | 金額(百万円)                              | 百分比<br>(%) |
| 営業収益    |          |                                      |            |                                      |            |
| 委託者報酬   |          | 82,515                               |            | 124,893                              |            |
| 投資顧問収入  |          | 11,959                               |            | -                                    |            |
| 運用受託報酬  |          | -                                    |            | 10,506                               |            |
| その他営業収益 |          | 7                                    |            | 8                                    |            |
| 営業収益計   |          | 94,482                               | 100.0      | 135,408                              | 100.0      |
| 営業費用    |          |                                      |            |                                      |            |
| 支払手数料   |          | 37,426                               |            | 57,704                               |            |
| 広告宣伝費   |          | 2,150                                |            | 2,439                                |            |
| 公告費     |          | 39                                   |            | 27                                   |            |
| 受益証券発行費 |          | 90                                   |            | 27                                   |            |
| 調査費     |          | 19,783                               |            | 32,108                               |            |

|           |   |        |        |        |        |      |
|-----------|---|--------|--------|--------|--------|------|
| 調査費       |   | 1,198  |        | 1,576  |        |      |
| 委託調査費     |   | 18,585 |        | 30,532 |        |      |
| 委託計算費     |   |        | 882    |        | 681    |      |
| 営業雑経費     |   |        | 2,383  |        | 2,950  |      |
| 通信費       |   | 141    |        | 175    |        |      |
| 印刷費       |   | 963    |        | 1,375  |        |      |
| 協会費       |   | 65     |        | 76     |        |      |
| 諸経費       |   | 1,212  |        | 1,322  |        |      |
| 営業費用計     |   |        | 62,756 | 66.4   | 95,938 | 70.9 |
| 一般管理費     |   |        |        |        |        |      |
| 給料        |   |        | 9,292  |        | 10,229 |      |
| 役員報酬      | 2 | 1,021  |        | 667    |        |      |
| 給料・手当     |   | 5,542  |        | 6,480  |        |      |
| 賞与        |   | 2,729  |        | 3,081  |        |      |
| 交際費       |   |        | 205    |        | 212    |      |
| 旅費交通費     |   |        | 615    |        | 786    |      |
| 租税公課      |   |        | 432    |        | 637    |      |
| 不動産賃借料    |   |        | 1,821  |        | 1,687  |      |
| 退職給付費用    |   |        | 93     |        | 951    |      |
| 固定資産減価償却費 |   |        | 1,915  |        | 2,543  |      |
| 諸経費       |   |        | 3,970  |        | 5,902  |      |
| 一般管理費計    |   |        | 18,347 | 19.4   | 22,949 | 16.9 |
| 営業利益      |   |        | 13,378 | 14.2   | 16,519 | 12.2 |

| 区分           | 注記<br>番号 | 前事業年度<br>(自平成18年4月1日<br>至平成19年3月31日) |            | 当事業年度<br>(自平成19年4月1日<br>至平成20年3月31日) |            |      |
|--------------|----------|--------------------------------------|------------|--------------------------------------|------------|------|
|              |          | 金額(百万円)                              | 百分比<br>(%) | 金額(百万円)                              | 百分比<br>(%) |      |
| 営業外収益        | 1        |                                      |            |                                      |            |      |
| 受取配当金        |          | 1,854                                |            | 2,369                                |            |      |
| 有価証券利息       |          | 160                                  |            | 282                                  |            |      |
| 受取利息         |          | 68                                   |            | 86                                   |            |      |
| デリバティブ利益     |          | -                                    |            | 1,308                                |            |      |
| その他          |          | 548                                  |            | 337                                  |            |      |
| 営業外収益計       |          | 2,632                                | 2.8        | 4,384                                | 3.2        |      |
| 営業外費用        |          |                                      |            |                                      |            |      |
| デリバティブ損失     |          | 86                                   |            | -                                    |            |      |
| 金銭の信託運用損     |          | -                                    |            | 392                                  |            |      |
| 為替差損         |          | -                                    |            | 67                                   |            |      |
| 時効後支払損引当金繰入額 |          | -                                    |            | 178                                  |            |      |
| その他          |          | 181                                  |            | 8                                    |            |      |
| 営業外費用計       |          | 267                                  | 0.3        | 647                                  | 0.4        |      |
| 経常利益         |          |                                      | 15,743     | 16.7                                 | 20,256     | 15.0 |
| 特別利益         |          |                                      |            |                                      |            |      |
| 投資有価証券等売却益   |          | 7,863                                |            | 1,421                                |            |      |
| 関係会社株式売却益    |          | 4,893                                |            | -                                    |            |      |
| 株式報酬受入益      |          | 127                                  |            | 312                                  |            |      |
| 特別利益計        |          | 12,884                               | 13.6       | 1,734                                | 1.3        |      |
| 特別損失         |          |                                      |            |                                      |            |      |

|                     |   |       |        |      |     |        |      |
|---------------------|---|-------|--------|------|-----|--------|------|
| 投資有価証券等売却損          |   | 113   |        |      | 80  |        |      |
| 投資有価証券等評価損          |   | -     |        |      | 23  |        |      |
| 固定資産除却損             | 3 | 601   |        |      | 56  |        |      |
| 事務所移転費用             | 4 | 1,115 |        |      | -   |        |      |
| 過年度時効後支払損引当金<br>繰入額 |   | -     |        |      | 429 |        |      |
| 特別損失計               |   |       | 1,830  | 1.9  |     | 589    | 0.5  |
| 税引前当期純利益            |   |       | 26,797 | 28.4 |     | 21,400 | 15.8 |
| 法人税等                | 5 |       | 9,913  | 10.5 |     | -      |      |
| 法人税、住民税及び事業税        |   |       | -      |      |     | 9,211  | 6.8  |
| 法人税等調整額             |   |       | 73     | 0.1  |     | 50     | 0.0  |
| 当期純利益               |   |       | 16,810 | 17.8 |     | 12,139 | 9.0  |

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

|                                 | 株主資本   |           |                 |           |           |             |                 | 株主資本<br>合計 |
|---------------------------------|--------|-----------|-----------------|-----------|-----------|-------------|-----------------|------------|
|                                 | 資本金    | 資本剰余金     |                 | 利益<br>準備金 | 利益剰余金     |             | 利益<br>剰余金<br>合計 |            |
|                                 |        | 資本<br>準備金 | 資本<br>剰余金<br>合計 |           | その他利益剰余金  |             |                 |            |
|                                 |        |           |                 |           | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |                 |            |
| 平成18年3月31日残高<br>（百万円）           | 17,180 | 11,729    | 11,729          | 685       | 63,606    | 13,644      | 77,936          | 106,846    |
| 事業年度中の変動額                       |        |           |                 |           |           |             |                 |            |
| 別途積立金の取崩                        |        |           |                 |           | 28,000    | 28,000      | -               | -          |
| 剰余金の配当                          |        |           |                 |           |           | 41,205      | 41,205          | 41,205     |
| 当期純利益                           |        |           |                 |           |           | 16,810      | 16,810          | 16,810     |
| 株主資本以外の項目<br>の事業年度中の変動<br>額（純額） |        |           |                 |           |           |             |                 |            |
| 事業年度中の変動額合<br>計（百万円）            | -      | -         | -               | -         | 28,000    | 3,605       | 24,394          | 24,394     |
| 平成19年3月31日残高<br>（百万円）           | 17,180 | 11,729    | 11,729          | 685       | 35,606    | 17,249      | 53,541          | 82,451     |

|                                 | 評価・換算差額等         |              |                | 純資産合計   |
|---------------------------------|------------------|--------------|----------------|---------|
|                                 | その他有価証<br>券評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損 益 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 平成18年3月31日残高（百<br>万円）           | 17,435           | -            | 17,435         | 124,282 |
| 事業年度中の変動額                       |                  |              |                |         |
| 別途積立金の取崩                        |                  |              |                | -       |
| 剰余金の配当                          |                  |              |                | 41,205  |
| 当期純利益                           |                  |              |                | 16,810  |
| 株主資本以外の項目の事<br>業年度中の変動額（純<br>額） | 6,427            | 610          | 7,038          | 7,038   |
| 事業年度中の変動額合計<br>（百万円）            | 6,427            | 610          | 7,038          | 31,433  |
| 平成19年3月31日残高（百<br>万円）           | 11,008           | 610          | 10,397         | 92,849  |

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）



|                                 | 株主資本   |           |                 |           |            |             |                 | 株主資本<br>合計 |
|---------------------------------|--------|-----------|-----------------|-----------|------------|-------------|-----------------|------------|
|                                 | 資本金    | 資本剰余金     |                 | 利益<br>準備金 | 利益剰余金      |             | 利益<br>剰余金<br>合計 |            |
|                                 |        | 資本<br>準備金 | 資本<br>剰余金<br>合計 |           | その他利益剰余金   |             |                 |            |
|                                 |        |           |                 |           | 別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |                 |            |
| 平成19年3月31日残高<br>(百万円)           | 17,180 | 11,729    | 11,729          | 685       | 35,606     | 17,249      | 53,541          | 82,451     |
| 事業年度中の変動額                       |        |           |                 |           |            |             |                 |            |
| 剰余金の配当                          |        |           |                 |           |            | 12,876      | 12,876          | 12,876     |
| 当期純利益                           |        |           |                 |           |            | 12,139      | 12,139          | 12,139     |
| 株主資本以外の項目<br>の事業年度中の変動<br>額(純額) |        |           |                 |           |            |             |                 |            |
| 事業年度中の変動額合<br>計(百万円)            | -      | -         | -               | -         | -          | 737         | 737             | 737        |
| 平成20年3月31日残高<br>(百万円)           | 17,180 | 11,729    | 11,729          | 685       | 35,606     | 16,512      | 52,804          | 81,714     |

|                                 | 評価・換算差額等         |              |                | 純資産合計  |
|---------------------------------|------------------|--------------|----------------|--------|
|                                 | その他有価証<br>券評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損 益 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 平成19年3月31日残高(百<br>万円)           | 11,008           | 610          | 10,397         | 92,849 |
| 事業年度中の変動額                       |                  |              |                |        |
| 剰余金の配当                          |                  |              |                | 12,876 |
| 当期純利益                           |                  |              |                | 12,139 |
| 株主資本以外の項目の事<br>業年度中の変動額(純<br>額) | 5,883            | 360          | 5,522          | 5,522  |
| 事業年度中の変動額合計<br>(百万円)            | 5,883            | 360          | 5,522          | 6,259  |
| 平成20年3月31日残高(百<br>万円)           | 5,124            | 250          | 4,874          | 86,589 |

## [重要な会計方針]

| 前事業年度<br>(自 平成18年4月1日<br>至 平成19年3月31日)                    | 当事業年度<br>(自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日)          |
|---|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法<br>(1) 子会社株式及び関連会社株式<br>...移動平均法による原価法 | 1. 有価証券の評価基準及び評価方法<br>(1) 子会社株式及び関連会社株式<br>(同左) |

|  |   |
|--|---|
| <p>(2) その他有価証券<br/>時価のあるもの... 決算日の市場価格等に基づく時価法<br/>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)<br/>時価のないもの... 移動平均法による原価法</p> <p>2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法<br/>時価法</p> <p>3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法<br/>時価法</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法<br/>(1) 有形固定資産<br/>定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。<br/>主な耐用年数は以下の通りであります。<br/>建物 38～50年<br/>附属設備 8～15年<br/>構築物 20年<br/>器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産<br/>定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>5. 引当金の計上基準<br/>(1) 貸倒引当金<br/>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金<br/>従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> | <p>(2) その他有価証券<br/>時価のあるもの<br/>(同左)</p> <p>時価のないもの<br/>(同左)</p> <p>2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法<br/>(同左)</p> <p>3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法<br/>(同左)</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法<br/>(1) 有形固定資産<br/>(同左)</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産<br/>(同左)</p> <p>5. 引当金の計上基準<br/>(1) 貸倒引当金<br/>(同左)</p> <p>(2) 賞与引当金<br/>(同左)</p> |
| <p>前事業年度<br/>(自 平成18年4月1日<br/>至 平成19年3月31日)</p> <p>(3) 退職給付引当金<br/>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。<br/>適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。<br/>退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p>   | <p>当事業年度<br/>(自 平成19年4月1日<br/>至 平成20年3月31日)</p> <p>(3) 退職給付引当金<br/>(同左)</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>6. リース取引の処理方法<br/>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. ヘッジ会計<br/>(1)ヘッジ会計の方法<br/>ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。<br/>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象<br/>ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物<br/>ヘッジ対象 - 投資有価証券<br/>(3)ヘッジ方針<br/>投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。<br/>(4)ヘッジ有効性評価の方法<br/>為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> <p>8. 消費税等の会計処理方法<br/>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p> <p>9. 連結納税制度の適用<br/>連結納税制度を適用しております。</p> | <p>(4) 時効後支払引当金<br/>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>6. リース取引の処理方法<br/>(同左)</p> <p>7. ヘッジ会計<br/>(1)ヘッジ会計の方法<br/>(同左)</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象<br/>(同左)</p> <p>(3)ヘッジ方針<br/>(同左)</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法<br/>(同左)</p> <p>8. 消費税等の会計処理方法<br/>(同左)</p> <p>9. 連結納税制度の適用<br/>(同左)</p> |
|--|---|

## [会計方針の変更]

| 前事業年度<br>(自 平成18年4月1日<br>至 平成19年3月31日)  | 当事業年度<br>(自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日) |
|---|--|
| <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)<br/>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。<br/>これまでの資本の部の合計に相当する金額は93,459百万円であります。<br/>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> |  |

|  |   |
|--|---|
| <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>当社は、親会社において計上された株式報酬費用相当額を人件費として計上し、同額を特別利益に計上しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益が127百万円減少し、特別利益が同額増加しております。なお、税引前当期純利益への影響はございません。</p> |   |
|  | <p>(有形固定資産の減価償却方法)</p> <p>当事業年度より、法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律」(平成19年3月30日 法律第6号)及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」(平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>   |
|  | <p>(負債計上を中止した項目に対する引当金に関する会計処理)</p> <p>当事業年度より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)を適用しております。</p> <p>この適用により、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を当事業年度より「時効後支払損引当金」として計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法に比して、経常利益は38百万円、税引前当期純利益は467百万円減少しております。</p> |

## [表示方法の変更]

| <p>前事業年度<br/>(自 平成18年4月1日<br/>至 平成19年3月31日)</p> | <p>当事業年度<br/>(自 平成19年4月1日<br/>至 平成20年3月31日)</p>  |
|---|--|
|   | <p>(貸借対照表関係)</p> <p>前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 平成19年7月4日)において有価証券として取り扱うこととされたため、当事業年度より「有価証券」として表示しております。</p> <p>なお、前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、19,800百万円であります。</p> |
|   | <p>(損益計算書関係)</p> <p>1. 前事業年度において「投資顧問収入」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。</p> <p>2. 「金銭の信託運用損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外収益の「その他」に105百万円含まれております。</p>                         |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>3. 「為替差損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外費用の「その他」に1百万円含まれております。</p> <p>4. 前事業年度において「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。</p> |
|--|---|

## [追加情報]

| 前事業年度<br>(自 平成18年4月1日<br>至 平成19年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日)  |
|--|---|
|  | <p>(有形固定資産の減価償却方法)</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> |

## [注記事項]

## 貸借対照表関係

| 前事業年度末<br>(平成19年3月31日)   | 当事業年度末<br>(平成20年3月31日)                      |          |   |        |  |     |  |      |        |      |     |    |     |
|--|---|----------|---|--------|--|-----|--|------|--------|------|-----|----|-----|
| <p>1. 関係会社に対する資産及び負債<br/>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>未払金</td> <td>7,067百万円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>2,029</td> </tr> </table> | 未払金   | 7,067百万円 | 未払費用  | 2,029  | <p>1. 関係会社に対する資産及び負債<br/>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>未払金</td> <td>5,619百万円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>934</td> </tr> </table> | 未払金 | 5,619百万円   | 未払費用 | 934    |      |     |    |     |
| 未払金  | 7,067百万円                                    |          |   |        |  |     |  |      |        |      |     |    |     |
| 未払費用   | 2,029                                       |          |   |        |  |     |  |      |        |      |     |    |     |
| 未払金  | 5,619百万円                                    |          |   |        |  |     |  |      |        |      |     |    |     |
| 未払費用   | 934   |          |   |        |  |     |  |      |        |      |     |    |     |
| <p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>118百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>362</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>481</td> </tr> </table>       | 建物  | 118百万円   | 器具備品  | 362    | 合計   | 481 | <p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>201百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>534</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>736</td> </tr> </table> | 建物   | 201百万円 | 器具備品 | 534 | 合計 | 736 |
| 建物   | 118百万円                                      |          |   |        |  |     |  |      |        |      |     |    |     |
| 器具備品   | 362   |          |   |        |  |     |  |      |        |      |     |    |     |
| 合計   | 481   |          |   |        |  |     |  |      |        |      |     |    |     |
| 建物   | 201百万円                                      |          |   |        |  |     |  |      |        |      |     |    |     |
| 器具備品   | 534   |          |   |        |  |     |  |      |        |      |     |    |     |
| 合計   | 736   |          |   |        |  |     |  |      |        |      |     |    |     |
| <p>3. 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>関係会社株式</td> <td>3,064百万円</td> </tr> </table>  | 関係会社株式                                      | 3,064百万円 | <p>3. 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>関係会社株式</td> <td>3,064百万円</td> </tr> </table> | 関係会社株式 | 3,064百万円   |     |  |      |        |      |     |    |     |
| 関係会社株式   | 3,064百万円                                    |          |   |        |  |     |  |      |        |      |     |    |     |
| 関係会社株式   | 3,064百万円                                    |          |   |        |  |     |  |      |        |      |     |    |     |
| <p>4. 未払法人税等には、事業所税の未納付額35百万円が含まれております。</p>  | <p>4. 未払法人税等には、事業所税の未納付額37百万円が含まれております。</p> |          |   |        |  |     |  |      |        |      |     |    |     |

## 損益計算書関係

| 前事業年度<br>(自 平成18年4月1日<br>至 平成19年3月31日)  | 当事業年度<br>(自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日) |          |   |       |          |
|---|--|----------|---|-------|----------|
| <p>1. 関係会社に係る注記<br/>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取配当金</td> <td>1,404百万円</td> </tr> </table> | 受取配当金                                  | 1,404百万円 | <p>1. 関係会社に係る注記<br/>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取配当金</td> <td>2,214百万円</td> </tr> </table> | 受取配当金 | 2,214百万円 |
| 受取配当金   | 1,404百万円                               |          |   |       |          |
| 受取配当金   | 2,214百万円                               |          |   |       |          |
| <p>2. 役員報酬の範囲額<br/>役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。</p>   | <p>2. 役員報酬の範囲額<br/>(同左)</p>            |          |   |       |          |

|  |  |      |      |        |    |    |    |
|--|--|------|------|--------|----|----|----|
| <p>3. 固定資産除却損<br/>ソフトウェアの除却損であります。</p> <p>4. 事務所移転費用の内訳<br/>固定資産除却損 287百万円<br/>器具備品費用 643百万円<br/>原状回復費用 185百万円</p> <p>5. 法人税等<br/>法人税、住民税及び事業税の充当額であります。</p> | <p>3. 固定資産除却損</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">54</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">56</td> </tr> </table> | 器具備品 | 1百万円 | ソフトウェア | 54 | 合計 | 56 |
| 器具備品   | 1百万円   |      |      |        |    |    |    |
| ソフトウェア   | 54   |      |      |        |    |    |    |
| 合計   | 56   |      |      |        |    |    |    |

## 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末株式数  | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数  |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 5,150,693株 | -          | -          | 5,150,693株 |

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成18年5月17日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 41,205百万円  |
| 1株当たり配当額 | 8,000円     |
| 基準日      | 平成18年3月31日 |
| 効力発生日    | 平成18年5月31日 |

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成19年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 12,876百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 2,500円     |
| 基準日      | 平成19年3月31日 |
| 効力発生日    | 平成19年5月31日 |

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末株式数  | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数  |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 5,150,693株 | -          | -          | 5,150,693株 |

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成19年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

|        |           |
|--------|-----------|
| 配当金の総額 | 12,876百万円 |
|--------|-----------|

|          |            |
|----------|------------|
| 1株当たり配当額 | 2,500円     |
| 基準日      | 平成19年3月31日 |
| 効力発生日    | 平成19年5月31日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 26,526百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 5,150円     |
| 基準日      | 平成20年3月31日 |
| 効力発生日    | 平成20年6月2日  |

リース取引関係

| 前事業年度<br>(自平成18年4月1日<br>至平成19年3月31日)  | 当事業年度<br>(自平成19年4月1日<br>至平成20年3月31日)  |
|---|---|
| 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引<br>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 | 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引<br>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 |
| 器具備品  | 器具備品  |
| 取得価額相当額   | 取得価額相当額   |
| 1,569百万円  | 1,453百万円  |
| 減価償却累計額相当額  | 減価償却累計額相当額  |
| 807   | 814   |
| 減損損失累計額相当額  | 減損損失累計額相当額  |
| -   | -   |
| 期末残高相当額   | 期末残高相当額   |
| 761   | 639   |
| 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高   | 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高   |
| 未経過リース料期末残高相当額  | 未経過リース料期末残高相当額  |
| 1年以内  | 1年以内  |
| 294百万円  | 281百万円  |
| 1年超   | 1年超   |
| 483   | 368   |
| 合計  | 合計  |
| 777   | 650   |
| リース資産減損勘定期末残高   | リース資産減損勘定期末残高   |
| -百万円  | -百万円  |
| 高   | 高   |
| 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失   | 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失   |
| 支払リース料  | 支払リース料  |
| 314百万円  | 332百万円  |
| リース資産減損勘定の取崩額   | リース資産減損勘定の取崩額   |
| -   | -   |
| 減価償却費相当額  | 減価償却費相当額  |
| 294   | 309   |
| 支払利息相当額   | 支払利息相当額   |
| 21  | 19  |
| 減損損失  | 減損損失  |
| -   | -   |
| 減価償却費相当額の算定方法   | 減価償却費相当額の算定方法   |
| リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。  | (同左)  |
| 利息相当額の算定方法  | 利息相当額の算定方法  |
| リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。                                  | (同左)  |

| 2. オペレーティング・リース取引<br>未経過リース料 |      | 2. オペレーティング・リース取引<br>未経過リース料 |      |
|------------------------------|------|------------------------------|------|
| 1年以内                         | 6百万円 | 1年以内                         | 4百万円 |
| 1年超                          | 9    | 1年超                          | 5    |
| 合計                           | 16   | 合計                           | 9    |

## 有価証券関係

## 1. 売買目的有価証券

| 前事業年度末<br>(平成19年3月31日) | 当事業年度末<br>(平成20年3月31日) |
|------------------------|------------------------|
| 該当事項はありません。            | (同左)                   |

## 2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

| 前事業年度末<br>(平成19年3月31日) | 当事業年度末<br>(平成20年3月31日) |
|------------------------|------------------------|
| 該当事項はありません。            | (同左)                   |

## 3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

| 区分     | 前事業年度末<br>(平成19年3月31日) |             |             | 当事業年度末<br>(平成20年3月31日) |             |             |
|--------|------------------------|-------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|
|        | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円)  | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円)  | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
| 関連会社株式 | 3,064                  | 150,552     | 147,488     | 3,064                  | 113,023     | 109,959     |
| 合計     | 3,064                  | 150,552     | 147,488     | 3,064                  | 113,023     | 109,959     |

## 4. その他有価証券で時価のあるもの

| 区分                       | 前事業年度末<br>(平成19年3月31日) |                       |             | 当事業年度末<br>(平成20年3月31日) |                       |             |
|--------------------------|------------------------|-----------------------|-------------|------------------------|-----------------------|-------------|
|                          | 取得原価<br>(百万円)          | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円)          | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  |                        |                       |             |                        |                       |             |
| (1)株式                    | 282                    | 15,022                | 14,739      | 282                    | 7,649                 | 7,366       |
| (2)債券(社債)                | -                      | -                     | -           | -                      | -                     | -           |
| (3)その他( 1)               | 17,966                 | 21,998                | 4,032       | 11,678                 | 13,542                | 1,864       |
| 小計                       | 18,249                 | 37,020                | 18,771      | 11,961                 | 21,192                | 9,231       |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの |                        |                       |             |                        |                       |             |
| (1)株式                    | -                      | -                     | -           | -                      | -                     | -           |
| (2)債券(社債)                | -                      | -                     | -           | -                      | -                     | -           |
| (3)その他                   | 5,955                  | 5,842                 | 112         | 5,906                  | 5,362                 | 544         |
| 小計                       | 5,955                  | 5,842                 | 112         | 5,906                  | 5,362                 | 544         |
| 合計                       | 24,205                 | 42,863                | 18,658      | 17,868                 | 26,554                | 8,686       |



- ( 1 ) 前事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は610百万円(税効果会計適用後)であり、貸借対照表に計上しております。
- 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は353百万円(税効果会計適用後)であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益103百万円(税効果会計適用後)との純額を貸借対照表に計上しております。

#### 5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

| 区分      | 前事業年度<br>(自 平成18年 4月 1日<br>至 平成19年 3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成19年 4月 1日<br>至 平成20年 3月31日) |
|---------|---|---|
| 売却額     | 14,047百万円                                 | 7,970百万円                                  |
| 売却益の合計額 | 7,844百万円                                  | 1,419百万円                                  |
| 売却損の合計額 | 113百万円                                    | 80百万円                                     |

#### 6. 時価評価されていない主な有価証券(上記2.及び3.を除く)

| 区分                | 前事業年度末<br>(平成19年 3月31日) | 当事業年度末<br>(平成20年 3月31日) |
|-------------------|-------------------------|-------------------------|
|                   | 貸借対照表計上額(百万円)           | 貸借対照表計上額(百万円)           |
| (1) その他有価証券       |                         |                         |
| 譲渡性預金             | -                       | 6,300                   |
| 非上場株式             | 1,261                   | 1,052                   |
| 合計                | 1,261                   | 7,352                   |
| (2) 子会社株式及び関連会社株式 |                         |                         |
| 子会社株式             | 4,073                   | 4,408                   |
| 関連会社株式            | 8,267                   | 8,267                   |
| 合計                | 12,341                  | 12,675                  |

#### 7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

前事業年度末(平成19年 3月31日)

|             | 1年以内<br>(百万円) | 1年超5年以内<br>(百万円) | 5年超10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|-------------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 1. 債券       |               |                  |                   |               |
| (1) 国債・地方債等 | -             | -                | -                 | -             |
| (2) 社債      | -             | -                | -                 | -             |
| (3) その他     | -             | -                | -                 | -             |
| 2. その他      | 378           | -                | 6,867             | 2,973         |
| 合計          | 378           | -                | 6,867             | 2,973         |

当事業年度末(平成20年3月31日)

|             | 1年以内<br>(百万円) | 1年超5年以内<br>(百万円) | 5年超10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|-------------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 1. 債券       |               |                  |                   |               |
| (1) 国債・地方債等 | -             | -                | -                 | -             |
| (2) 社債      | -             | -                | -                 | -             |
| (3) その他     | -             | -                | -                 | -             |
| 2. その他      | 6,300         | -                | 6,813             | -             |
| 合計          | 6,300         | -                | 6,813             | -             |

## デリバティブ取引関係

## 1. 取引の状況に関する事項

| 前事業年度<br>(自 平成18年4月1日<br>至 平成19年3月31日)   | 当事業年度<br>(自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日)  |
|--|---|
| <p>(1) 取引の内容及び利用目的<br/>当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び株価指数先物取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。<br/>なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象<br/>ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物<br/>ヘッジ対象 - 投資有価証券<br/>ヘッジ方針<br/>投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。<br/>ヘッジ有効性評価の方法<br/>為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針<br/>デリバティブ取引については、将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容<br/>為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引は価格の変動によるリスクを有しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制<br/>デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。財務部長は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。また、取引結果及び損益状況については、定期的にヘッジ対象である投資有価証券の信託契約先から報告を受け、財務部で内容を検討しております。</p> | <p>(1) 取引の内容及び利用目的<br/>当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引及びスワップ取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。<br/>なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象<br/>(同左)</p> <p>ヘッジ方針<br/>(同左)</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法<br/>(同左)</p> <p>(2) 取引に対する取組方針<br/>(同左)</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容<br/>為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引及びスワップ取引は価格の変動によるリスクを有しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制<br/>(同左)</p> |

## 2. 取引の時価等に関する事項

## (1) 前事業年度末(平成19年3月31日)

| 区分   | 種類             | 契約額<br>(百万円) | 契約額のうち<br>1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|------|----------------|--------------|------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引<br>売建 | 2,922        | -                      | 3,008       | 86            |
| 合計   |                | 2,922        | -                      | 3,008       | 86            |

## (注) 1. 時価の算定方法

期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

## (2) 当事業年度末(平成20年3月31日)

| 区分        | 種類                                    | 契約額<br>(百万円) | 契約額のうち<br>1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|-----------|---------------------------------------|--------------|------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引      | 株価指数先物取引<br>売建                        | 2,691        | -                      | 2,787       | 96            |
| 市場取引以外の取引 | スワップ取引<br>短期変動金利受取<br>・ 株価指数変化率<br>支払 | 4,663        | -                      | 6           | 6             |
| 合計        |                                       | 7,354        | -                      | 2,781       | 102           |

## (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引につきましては、期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

スワップ取引につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

なお、スワップ取引の契約額は、想定元本に基づいて表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

## 退職給付関係

| 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)                                  |           |
|--|-----------|
| 1. 採用している退職給付制度の概要   |           |
| 当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 |           |
| 2. 退職給付債務に関する事項(平成19年3月31日)                                      |           |
| イ. 退職給付債務  | 12,512百万円 |
| ロ. 年金資産  | 5,929     |
| ハ. 未積立退職給付債務(イ + ロ)  | 6,583     |
| ニ. 会計基準変更時差異の未処理額  |           |
| ホ. 未認識数理計算上の差異   | 1,271     |
| ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)  | 277       |
| ト. 貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ + ヘ)                                     | 5,034     |
| チ. 前払年金費用  |           |
| リ. 退職給付引当金(ト - チ)  | 5,034     |

## 3. 退職給付費用に関する事項(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

|                        |        |
|------------------------|--------|
| イ. 勤務費用                | 468百万円 |
| ロ. 利息費用                | 256    |
| ハ. 期待運用収益              | 142    |
| ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額     |        |
| ホ. 数理計算上の差異の費用処理額      | 545    |
| ヘ. 過去勤務債務の費用処理額        | 16     |
| ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ) | 53     |
| チ. その他(注)              | 40     |
| 計                      | 93     |

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

|                   |   |
|-------------------|---|
| イ. 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準  |
| ロ. 割引率            | 2.1%  |
| ハ. 期待運用収益率        | 2.5%  |
| ニ. 過去勤務債務の額の処理年数  | 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)   |
| ホ. 数理計算上の差異の処理年数  | (1) 退職一時金に係るもの<br>1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。)<br>(2) 適格退職年金に係るもの<br>18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。) |
| ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数 | 該当はありません。   |

## 当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日)

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| イ. 退職給付債務              | 13,227百万円 |
| ロ. 年金資産                | 5,569     |
| ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)      | 7,657     |
| ニ. 会計基準変更時差異の未処理額      |           |
| ホ. 未認識数理計算上の差異         | 2,037     |
| ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)    | 260       |
| ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ) | 5,359     |
| チ. 前払年金費用              |           |
| リ. 退職給付引当金(ト-チ)        | 5,359     |

## 3. 退職給付費用に関する事項(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

|                        |        |
|------------------------|--------|
| イ. 勤務費用                | 529百万円 |
| ロ. 利息費用                | 262    |
| ハ. 期待運用収益              | 148    |
| ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額     |        |
| ホ. 数理計算上の差異の費用処理額      | 243    |
| ヘ. 過去勤務債務の費用処理額        | 16     |
| ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ) | 904    |
| チ. その他(注)              | 46     |
| 計                      | 951    |

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

|                        |   |
|------------------------|---|
| 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 |   |
| イ. 退職給付見込額の期間配分方法      | 期間定額基準  |
| ロ. 割引率                 | 2.1%  |
| ハ. 期待運用収益率             | 2.5%  |
| ニ. 過去勤務債務の額の処理年数       | 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)   |
| ホ. 数理計算上の差異の処理年数       | (1) 退職一時金に係るもの<br>1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。)<br>(2) 適格退職年金に係るもの<br>18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。) |
| ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数      | 該当はありません。   |

## 税効果会計関係

| 前事業年度末<br>(平成19年3月31日)                         | 当事業年度末<br>(平成20年3月31日)                         |
|--|--|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳                  | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳                  |
| 繰延税金資産 百万円                                     | 繰延税金資産 百万円                                     |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 2,063                         | 退職給付引当金損金算入限度超過額 2,197                         |
| 所有株式税務簿価通算差異 884                               | 所有株式税務簿価通算差異 884                               |
| ゴルフ会員権評価減 549                                  | ゴルフ会員権評価減 508                                  |
| 投資有価証券評価減 800                                  | 投資有価証券評価減 673                                  |
| 減価償却超過額 265                                    | 減価償却超過額 273                                    |
| 子会社株式売却損 196                                   | 子会社株式売却損 196                                   |
| 賞与引当金損金算入限度超過額 676                             | 賞与引当金損金算入限度超過額 709                             |
| 事業税 604  | 事業税 350  |
| 繰延ヘッジ損失 424                                    | 時効後支払損引当金 191                                  |
| その他 101  | 繰延ヘッジ損失 173                                    |
| 繰延税金資産計 6,567                                  | その他 107  |
| 繰延税金負債   | 繰延税金資産計 6,266                                  |
| 有価証券評価差額金 7,650                                | 繰延税金負債   |
| 繰延税金負債計 7,650                                  | 有価証券評価差額金 3,561                                |
| 繰延税金負債(純額) 1,082                               | 繰延税金負債計 3,561                                  |
|  | 繰延税金資産(純額) 2,705                               |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |
| 法定実効税率 41.0%                                   | 法定実効税率 41.0%                                   |
| (調整)   | (調整)   |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.3%                        | 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.4%                        |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 2.7%                      | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 3.6%                      |
| 住民税等均等割 0.0%                                   | 住民税等均等割 0.0%                                   |
| タックスヘイブン課税済留保金 1.3%                            | タックスヘイブン課税 4.7%                                |
| 外国税額控除 1.1%                                    | 外国税額控除 1.1%                                    |
| その他 0.1%                                       | その他 0.9%                                       |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.3%                        | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 43.3%                        |

## 関連当事者との取引

前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

## 1. 親会社及び法人主要株主等

| 属性  | 会社等の名称         | 住所     | 資本金<br>(百万円) | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)割合 | 関係内容       |         | 取引の内容         | 取引<br>金額<br>(百万円) | 科目        | 期末<br>残高<br>(百万円) |
|-----|----------------|--------|--------------|---------------|------------------------|------------|---------|---------------|-------------------|-----------|-------------------|
|     |                |        |              |               |                        | 役員の<br>兼任等 | 事業上の関係  |               |                   |           |                   |
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 182,799      | 持株会社          | (被所有)<br>直接<br>100%    | 兼任<br>3人   | 資産の賃貸借等 | 資金の貸付<br>(*1) | -                 | 関係会社短期貸付金 | 14,000            |
|     |                |        |              |               |                        |            |         | 貸付金利息の受入      | 39                | 未収金       | 4                 |

2. 役員及び個人主要株主等  
該当はありません。

## 3. 子会社等

| 属性   | 会社等の名称      | 住所      | 資本金<br>(百万円) | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)割合 | 関係内容       |            | 取引の内容                    | 取引<br>金額<br>(百万円) | 科目   | 期末<br>残高<br>(百万円) |
|------|-------------|---------|--------------|---------------|------------------------|------------|------------|--------------------------|-------------------|------|-------------------|
|      |             |         |              |               |                        | 役員の<br>兼任等 | 事業上の関係     |                          |                   |      |                   |
| 関連会社 | 株式会社野村総合研究所 | 東京都千代田区 | 18,600       | 情報サービス業       | (所有)<br>直接<br>21.3%    | なし         | サービス・製品の購入 | 自社利用のソフトウェア開発の委託<br>(*2) | 5,137             | 未払費用 | 1,282             |

## 4. 兄弟会社等

| 属性          | 会社等の名称   | 住所     | 資本金<br>(百万円) | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)割合 | 関係内容       |  | 取引の内容                     | 取引<br>金額<br>(百万円) | 科目    | 期末<br>残高<br>(百万円) |
|-------------|----------|--------|--------------|---------------|------------------------|------------|--|---------------------------|-------------------|-------|-------------------|
|             |          |        |              |               |                        | 役員の<br>兼任等 | 事業上の関係                                 |                           |                   |       |                   |
| 親会社の<br>子会社 | 野村証券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000       | 証券業           |                        | なし         | 当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払<br>(*3) | 28,227            | 未払手数料 | 4,919             |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。

(\*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(\*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格を勘案し総合的に決定しております。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

## 1. 親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金<br>(百万円) | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)割合 | 関係内容       |        | 取引の内容 | 取引<br>金額<br>(百万円) | 科目 | 期末<br>残高<br>(百万円) |
|----|--------|----|--------------|---------------|------------------------|------------|--------|-------|-------------------|----|-------------------|
|    |        |    |              |               |                        | 役員の<br>兼任等 | 事業上の関係 |       |                   |    |                   |

|     |                |        |         |      |                     |          |         |               |        |   |   |
|-----|----------------|--------|---------|------|---------------------|----------|---------|---------------|--------|---|---|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 182,799 | 持株会社 | (被所有)<br>直接<br>100% | 兼任<br>3人 | 資産の賃貸借等 | 資金の貸付<br>(*1) | 57,000 | - | - |
|     |                |        |         |      |                     |          |         | 資金の回収         | 71,000 | - | - |
|     |                |        |         |      |                     |          |         | 貸付金利息<br>の受入  | 33     | - | - |

2. 役員及び個人主要株主等  
該当はありません。

3. 子会社等

| 属性   | 会社等の名称      | 住所      | 資本金<br>(百万円) | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)割合 | 関係内容      |            | 取引の内容                | 取引<br>金額<br>(百万円) | 科目   | 期末<br>残高<br>(百万円) |
|------|-------------|---------|--------------|---------------|------------------------|-----------|------------|----------------------|-------------------|------|-------------------|
|      |             |         |              |               |                        | 役員<br>兼任等 | 事業上の関係     |                      |                   |      |                   |
| 関連会社 | 株式会社野村総合研究所 | 東京都千代田区 | 18,600       | 情報<br>サービス業   | (所有)<br>直接<br>21.8%    | なし        | サービス・製品の購入 | 自社利用のソフトウェア開発の委託(*2) | 6,161             | 未払費用 | 74                |

4. 兄弟会社等

| 属性          | 会社等の名称                     | 住所      | 資本金<br>(百万円) | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)割合 | 関係内容      |  | 取引の内容                  | 取引<br>金額<br>(百万円) | 科目    | 期末<br>残高<br>(百万円) |
|-------------|----------------------------|---------|--------------|---------------|------------------------|-----------|--|------------------------|-------------------|-------|-------------------|
|             |                            |         |              |               |                        | 役員<br>兼任等 | 事業上の関係                                 |                        |                   |       |                   |
| 親会社の<br>子会社 | 野村証券株式会社                   | 東京都中央区  | 10,000       | 証券業           |                        | 兼任<br>1人  | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)  | 41,864            | 未払手数料 | 4,990             |
| 親会社の<br>子会社 | 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社 | 東京都千代田区 | 400          | 投資顧問業         |                        | なし        | 当社投資信託の運用委託                            | 投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4) | 7,261             | 未払費用  | 1,949             |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (\*1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。また、当事業年度中に全額返済されたため、期末残高はありません。
- (\*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (\*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (\*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

1 株当たり情報

|  |  |
|--|--|
| 前事業年度<br>(自 平成18年 4月 1日<br>至 平成19年 3月 31日) | 当事業年度<br>(自 平成19年 4月 1日<br>至 平成20年 3月 31日) |
|--|--|

|   |            |   |            |
|---|------------|---|------------|
| 1株当たり純資産額   | 18,026円51銭 | 1株当たり純資産額                                     | 16,811円16銭 |
| 1株当たり当期純利益  | 3,263円77銭  | 1株当たり当期純利益                                    | 2,356円90銭  |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。   |            | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |            |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎   |            | 1株当たり当期純利益の算定上の基礎                             |            |
| 損益計算書上の当期純利益  | 16,810百万円  | 損益計算書上の当期純利益                                  | 12,139百万円  |
| 普通株式に係る当期純利益  | 16,810百万円  | 普通株式に係る当期純利益                                  | 12,139百万円  |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳<br>該当事項はありません。   |            | 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳<br>該当事項はありません。             |            |
| 普通株式の期中平均株式数  | 5,150,693株 | 普通株式の期中平均株式数                                  | 5,150,693株 |
| (追加情報)  |            |   |            |
| 当事業年度より、改正後の「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年1月31日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年1月31日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。 |            |   |            |
| なお、前事業年度と同様の方法により算定した当事業年度の1株当たり純資産額は18,145円12銭となります。   |            |   |            |



## 中間財務諸表

## 中間貸借対照表

|          |          | 平成20年9月30日現在 |
|----------|----------|--------------|
| 区分       | 注記<br>番号 | 金額(百万円)      |
| (資産の部)   |          |              |
| 流動資産     |          |              |
| 現金・預金    |          | 1,540        |
| 金銭の信託    |          | 41,940       |
| 有価証券     |          | 5,600        |
| 短期貸付金    |          | 1,678        |
| 未収委託者報酬  |          | 12,038       |
| 未収収益     |          | 2,788        |
| 繰延税金資産   |          | 1,042        |
| その他      |          | 1,514        |
| 貸倒引当金    |          | 7            |
| 流動資産計    |          | 68,135       |
| 固定資産     |          |              |
| 有形固定資産   | 1        | 2,148        |
| 無形固定資産   |          | 10,920       |
| ソフトウェア   |          | 10,916       |
| その他      |          | 4            |
| 投資その他の資産 |          | 37,068       |
| 投資有価証券   |          | 19,041       |
| 関係会社株式   | 2        | 15,739       |
| 繰延税金資産   |          | 1,432        |
| その他      |          | 855          |
| 貸倒引当金    |          | 0            |
| 固定資産計    |          | 50,137       |
| 資産合計     |          | 118,272      |

|              |          | 平成20年9月30日現在 |
|--------------|----------|--------------|
| 区分           | 注記<br>番号 | 金額(百万円)      |
| (負債の部)       |          |              |
| 流動負債         |          |              |
| 関係会社短期借入金    |          | 26,000       |
| 未払収益分配金      |          | 5            |
| 未払償還金        |          | 92           |
| 未払手数料        |          | 5,204        |
| その他未払金       | 3        | 2,665        |
| 未払費用         |          | 7,239        |
| リース債務        |          | 99           |
| 未払法人税等       |          | 1,649        |
| 賞与引当金        |          | 1,410        |
| その他          |          | 156          |
| 流動負債計        |          | 44,521       |
| 固定負債         |          |              |
| リース債務        |          | 388          |
| 退職給付引当金      |          | 5,574        |
| 時効後支払損引当金    |          | 468          |
| その他          |          | 21           |
| 固定負債計        |          | 6,452        |
| 負債合計         |          | 50,974       |
| (純資産の部)      |          |              |
| 株主資本         |          |              |
| 資本金          |          | 62,101       |
| 資本剰余金        |          | 17,180       |
| 資本剰余金        |          | 11,729       |
| 資本準備金        |          | 11,729       |
| 利益剰余金        |          | 33,191       |
| 利益準備金        |          | 685          |
| その他利益剰余金     |          | 32,506       |
| 別途積立金        |          | 24,606       |
| 繰越利益剰余金      |          | 7,899        |
| 評価・換算差額等     |          | 5,197        |
| その他有価証券評価差額金 |          | 5,358        |
| 繰延ヘッジ損益      |          | 161          |
| 純資産合計        |          | 67,298       |
| 負債・純資産合計     |          | 118,272      |

## 中間損益計算書

|              |          | 自 平成20年 4月 1日<br>至 平成20年 9月30日 |
|--------------|----------|--------------------------------|
| 区分           | 注記<br>番号 | 金額(百万円)                        |
| 営業収益         |          |                                |
| 委託者報酬        |          | 52,507                         |
| 運用受託報酬       |          | 4,697                          |
| その他営業収益      |          | 8                              |
| 営業収益計        |          | 57,213                         |
| 営業費用         |          |                                |
| 支払手数料        |          | 24,565                         |
| 調査費          |          | 13,117                         |
| その他営業費用      |          | 2,441                          |
| 営業費用計        |          | 40,124                         |
| 一般管理費        | 1        | 11,296                         |
| 営業利益         |          | 5,791                          |
| 営業外収益        | 2        | 5,343                          |
| 営業外費用        | 3        | 979                            |
| 経常利益         |          | 10,155                         |
| 特別利益         | 4        | 1,117                          |
| 特別損失         | 5        | 664                            |
| 税引前中間純利益     |          | 10,608                         |
| 法人税、住民税及び事業税 |          | 3,689                          |
| 法人税等調整額      |          | 6                              |
| 中間純利益        |          | 6,913                          |

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

（単位：百万円）

|                 | 自 平成20年 4月 1日 |
|-----------------|---------------|
|                 | 至 平成20年 9月30日 |
| <b>株主資本</b>     |               |
| <b>資本金</b>      |               |
| 前期末残高           | 17,180        |
| 当中間期変動額         |               |
| 当中間期変動額合計       | -             |
| 当中間期末残高         | 17,180        |
| <b>資本剰余金</b>    |               |
| <b>資本準備金</b>    |               |
| 前期末残高           | 11,729        |
| 当中間期変動額         |               |
| 当中間期変動額合計       | -             |
| 当中間期末残高         | 11,729        |
| <b>資本剰余金合計</b>  |               |
| 前期末残高           | 11,729        |
| 当中間期変動額         |               |
| 当中間期変動額合計       | -             |
| 当中間期末残高         | 11,729        |
| <b>利益剰余金</b>    |               |
| <b>利益準備金</b>    |               |
| 前期末残高           | 685           |
| 当中間期変動額         |               |
| 当中間期変動額合計       | -             |
| 当中間期末残高         | 685           |
| <b>その他利益剰余金</b> |               |
| <b>別途積立金</b>    |               |
| 前期末残高           | 35,606        |
| 当中間期変動額         |               |
| 別途積立金の取崩        | 11,000        |
| 当中間期変動額合計       | 11,000        |
| 当中間期末残高         | 24,606        |
| <b>繰越利益剰余金</b>  |               |
| 前期末残高           | 16,512        |
| 当中間期変動額         |               |
| 別途積立金の取崩        | 11,000        |
| 剰余金の配当          | 26,526        |
| 中間純利益           | 6,913         |
| 当中間期変動額合計       | 8,612         |
| 当中間期末残高         | 7,899         |

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 利益剰余金合計               |        |
| 前期末残高                 | 52,804 |
| 当中間期変動額               |        |
| 剰余金の配当                | 26,526 |
| 中間純利益                 | 6,913  |
| 当中間期変動額合計             | 19,612 |
| 当中間期末残高               | 33,191 |
| 株主資本合計                |        |
| 前期末残高                 | 81,714 |
| 当中間期変動額               |        |
| 剰余金の配当                | 26,526 |
| 中間純利益                 | 6,913  |
| 当中間期変動額合計             | 19,612 |
| 当中間期末残高               | 62,101 |
| 評価・換算差額等              |        |
| その他有価証券評価差額金          |        |
| 前期末残高                 | 5,124  |
| 当中間期変動額               |        |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 233    |
| 当中間期変動額合計             | 233    |
| 当中間期末残高               | 5,358  |
| 繰延ヘッジ損益               |        |
| 前期末残高                 | 250    |
| 当中間期変動額               |        |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 88     |
| 当中間期変動額合計             | 88     |
| 当中間期末残高               | 161    |
| 評価・換算差額等合計            |        |
| 前期末残高                 | 4,874  |
| 当中間期変動額               |        |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 322    |
| 当中間期変動額合計             | 322    |
| 当中間期末残高               | 5,197  |
| 純資産合計                 |        |
| 前期末残高                 | 86,589 |
| 当中間期変動額               |        |
| 剰余金の配当                | 26,526 |
| 中間純利益                 | 6,913  |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 322    |
| 当中間期変動額合計             | 19,290 |
| 当中間期末残高               | 67,298 |

## [中間財務諸表作成の基本となる重要な事項]

|                         | 自 平成20年 4月 1日<br>至 平成20年 9月30日  |
|-------------------------|---|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法       | <p>子会社株式及び関連会社株式... 移動平均法による原価法<br/>         その他有価証券<br/>         時価のあるもの... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法<br/>         (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)<br/>         時価のないもの... 移動平均法による原価法</p>  |
| 2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法  | 時価法   |
| 3 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法   |
| 4 固定資産の減価償却の方法          | <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）<br/>         定率法を採用しております。ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産（リース資産を除く）<br/>         定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産<br/>         所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>   |
| 5 引当金の計上基準              | <p>(1) 貸倒引当金<br/>         一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金<br/>         従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金<br/>         従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。<br/>         適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。<br/>         退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金<br/>         時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> |
| 6 リース取引の処理方法            | <p>リース取引開始日が平成20年 4月 1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>   |

|             | 自 平成20年 4月 1日<br>至 平成20年 9月30日  |
|-------------|---|
| 7 ヘッジ会計の方法  | <p>(1) ヘッジ会計の方法<br/>ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象<br/>ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物<br/>ヘッジ対象 - 投資有価証券</p> <p>(3) ヘッジ方針<br/>投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法<br/>為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> |
| 8 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。   |
| 9 連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。  |

## [中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更]

|               | 自 平成20年 4月 1日<br>至 平成20年 9月30日  |
|---------------|---|
| リース取引に関する会計基準 | <p>当中間会計期間より、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）を適用しております。</p> <p>この適用により、リース取引開始日が平成20年4月1日以降に開始する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）第79項により、リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>この結果、従来の方法に比して、「有形固定資産」は334百万円、「無形固定資産」は150百万円、「流動負債 リース債務」は99百万円、「固定負債 リース債務」は388百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> |

## [注記事項]

## 中間貸借対照表関係

| 平成20年 9月30日現在   |          |
|---|----------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額  | 951百万円   |
| 2 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。<br>関係会社株式                              | 3,064百万円 |
| 3 消費税等の取扱い<br>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。 |          |

## 中間損益計算書関係

| 自 平成20年 4月 1日<br>至 平成20年 9月30日 |          |
|--------------------------------|----------|
| 1 減価償却実施額                      |          |
| 有形固定資産                         | 216百万円   |
| 無形固定資産                         | 1,286百万円 |
| 長期前払費用                         | 3百万円     |
| 2 営業外収益のうち主要なもの                |          |
| 受取配当金                          | 4,697百万円 |
| 収益分配金                          | 196百万円   |
| 受取利息                           | 24百万円    |
| デリバティブ利益                       | 310百万円   |
| 3 営業外費用のうち主要なもの                |          |
| 金銭の信託運用損                       | 847百万円   |
| 支払利息                           | 80百万円    |
| 4 特別利益の内訳                      |          |
| 投資有価証券売却益                      | 964百万円   |
| 株式報酬受入益                        | 152百万円   |
| 5 特別損失の内訳                      |          |
| 投資有価証券売却損                      | 664百万円   |
| 投資有価証券評価損                      | 0百万円     |



## 中間株主資本等変動計算書関係

| 自 平成20年 4月 1日<br>至 平成20年 9月 30日      |            |              |    |            |
|--------------------------------------|------------|--------------|----|------------|
| 1 発行済株式に関する事項                        |            |              |    |            |
| 株式の種類                                | 平成20年 3月 末 | 増加           | 減少 | 平成20年 9月 末 |
| 普通株式                                 | 5,150,693株 | -            | -  | 5,150,693株 |
| 2 配当に関する事項                           |            |              |    |            |
| 配当金支払額                               |            |              |    |            |
| 平成20年 5月 28日の取締役会において、次のとおり決議しております。 |            |              |    |            |
| ・ 普通株式の配当に関する事項                      |            |              |    |            |
| (1) 配当金の総額                           |            | 26,526百万円    |    |            |
| (2) 1株当たり配当額                         |            | 5,150円       |    |            |
| (3) 基準日                              |            | 平成20年 3月 31日 |    |            |
| (4) 効力発生日                            |            | 平成20年 6月 2日  |    |            |

## リース取引関係

自 平成20年 4月 1日  
至 平成20年 9月 30日

## 1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

リース資産の内容

有形固定資産(器具備品)、無形固定資産(ソフトウェア)

主として、コンピューター関連機器(サーバー等)であります。

リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の「4 固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

有形固定資産(器具備品)

|            |          |
|------------|----------|
| 取得価額相当額    | 1,382百万円 |
| 減価償却累計額相当額 | 885      |
| 中間期末残高相当額  | 497      |

未経過リース料中間期末残高相当額

|     |        |
|-----|--------|
| 1年内 | 249百万円 |
| 1年超 | 263    |
| 合計  | 513    |

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

|          |        |
|----------|--------|
| 支払リース料   | 153百万円 |
| 減価償却費相当額 | 142    |
| 支払利息相当額  | 8      |

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

## 2 オペレーティング・リース取引

未経過リース料

|     |      |
|-----|------|
| 1年内 | 6百万円 |
| 1年超 | 6    |
| 合計  | 13   |

## 有価証券関係

## 当中間会計期間末(平成20年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの：該当事項はありません。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

|        | 中間貸借対照表<br>計上額(百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|--------|---------------------|---------|---------|
| 関連会社株式 | 3,064               | 92,197  | 89,133  |
| 合計     | 3,064               | 92,197  | 89,133  |

3 その他有価証券で時価のあるもの

| 種類         | 取得原価<br>(百万円) | 中間貸借対照表<br>計上額(百万円) | 差額(百万円) |
|------------|---------------|---------------------|---------|
| (1) 株式     | 282           | 8,893               | 8,610   |
| (2) その他( ) | 8,624         | 9,095               | 471     |
| 合計         | 8,906         | 17,988              | 9,081   |

( ) 当中間会計期間末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は189百万円(税効果会計適用後)であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益28百万円(税効果会計適用後)との純額を貸借対照表に計上しております。

4 時価評価されていない主な有価証券(上記1及び2を除く)

|                   | 中間貸借対照表計上額(百万円) |
|-------------------|-----------------|
| (1) 子会社株式及び関連会社株式 | 12,675          |
| (2) その他有価証券       |                 |
| 譲渡性預金             | 5,600           |
| 非上場株式             | 1,052           |

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、中間会計期間末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

## デリバティブ取引関係

当中間会計期間末(平成20年9月30日)

## 1 株式関連

| 種類                               | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等のうち<br>1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|----------------------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| スワップ取引<br>短期変動金利受取・<br>株価指数変化率支払 | 1,350         | -                       | 359         | 359           |

## 2 商品関連

| 種類             | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等のうち<br>1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|----------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 商品指数先物取引<br>売建 | 647           | -                       | 598         | 48            |

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

## 1 株当たり情報

| 自 平成20年4月1日<br>至 平成20年9月30日                                   |            |
|---|------------|
| 1株当たり純資産額   | 13,065円91銭 |
| 1株当たり中間純利益  | 1,342円19銭  |
| (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。 |            |
| 2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。                            |            |
| 中間純利益   | 6,913百万円   |
| 普通株主に帰属しない金額  | -          |
| 普通株式に係る中間純利益  | 6,913百万円   |
| 期中平均株式数   | 5,150千株    |

## 重要な後発事象

| 自 平成20年4月1日<br>至 平成20年9月30日 |
|-----------------------------|
|                             |

当社は、平成20年10月15日の経営会議において、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行うことを決定しました。当社は、移行時に「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用し当該制度の改廃に伴う財務諸表に与える影響額を認識する予定であります。なお、移行時の退職給付債務等が確定していないことからその影響額は未確定であります。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

##### (1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託者

| (a)名称      | (b)資本金の額 <sup>*</sup> | (c)事業の内容   |
|------------|-----------------------|--|
| 野村信託銀行株式会社 | 30,000百万円             | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

\* 平成21年2月末現在

#### (2) 販売会社

| (a)名称    | (b)資本金の額 <sup>*</sup> | (c)事業の内容                        |
|----------|-----------------------|---------------------------------|
| 野村證券株式会社 | 10,000百万円             | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

\* 平成21年2月末現在

#### (3) 投資顧問会社

| (a)名称                      | (b)資本金の額 <sup>*</sup> | (c)事業の内容                     |
|----------------------------|-----------------------|------------------------------|
| 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社 | 400百万円                | 「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。 |

\* 平成20年12月末現在

### 2 【関係業務の概要】

#### (1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

#### (2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

#### (3) 投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

### 3 【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

#### (1) 受託者

該当事項はありません。

#### (2) 販売会社

該当事項はありません。

## (3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 平成20年5月9日  | 有価証券届出書、有価証券報告書     |
| 平成20年11月7日 | 半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書 |



## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高尾 幸 治指定社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高尾幸治指定社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月12日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年4月10日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 高尾幸治代表社員  
業務執行社員 公認会計士 英公一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラファンドマスターズ日本小型株の平成19年2月16日から平成20年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラファンドマスターズ日本小型株の平成20年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年4月7日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラファンドマスターズ日本小型株の平成20年2月16日から平成21年2月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラファンドマスターズ日本小型株の平成21年2月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)